

令和6年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和6年6月16日 日曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	諸 隈 啓 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画観光課長	佐々木 健太郎
税財政課長	太 川 一 輝
健康推進課長	畑 中 浩 輔
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会計課長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	田 崎 真 子
農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	森 文 博
建設課長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水道課長	山 口 公 一
教育次長	小 中 尾 寿 隆
総務防災係長	井 原 和

議事日程

第1 一般質問

通告番号1番	堀田 一徳 議員	P 4
	・川棚町町制施行90周年記念行事について	
通告番号2番	堀池 浩 議員	P 10
	・魚雷発射試験場跡地について	
	・軟骨伝導イヤホン導入について	
通告番号3番	田口 一信 議員	P 23
	・激甚災害からの復興施策について	
	・人工芝におけるマイクロプラスチックの抑制対策について	
通告番号4番	増山 真理 議員	P 34
	・子どもの肥満と健康に対する取組について	
通告番号5番	辻 清人 議員	P 44
	・石木ダムについて	
	・認知症について	
	・コロナ後遺症について	
通告番号6番	炭谷 猛 議員	P 56
	・川棚町民のための本当の災害防止・治水対策とは	
通告番号7番	坂中 信浩 議員	P 69
	・公共施設等のLED化の推進について	
通告番号8番	山中 美由紀議員	P 76
	・福祉医療費を現物給付に	
	・HPVワクチンの任意接種費用の償還払いについて	

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第 1 一般質問

議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。本定例会での一般質問通告者は 8 人であります。これから、通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、堀田一徳議員。

(1 0 : 0 0)

1 番 堀 田 おはようございます。議席番号 1 番堀田一徳です。町長に川棚町町制施行 9 0 周年記念行事について質問をいたします。

昭和 9 年 1 1 月 3 日に町制が施行されて令和 6 年で 9 0 年の節目の年を迎えます。ただどういうイベントがあるのかまだ周知されていません。そこで町制施行 9 0 周年を祝うイベントを知り、今後一層の本町の発展と活力あるまちづくりにつながるよう以下の点をたずねます。

①町制施行 9 0 周年記念行事の年間計画は。

②記念ポスターの募集、町のマスコットキャラクターを作成するとありますが、ほかに町制施行 9 0 周年記念ロゴマークを作成し、ポスターやチラシに使用する考えは。

③川棚町の観光や産業の写真を募集し、優秀作品を文化祭やホームページなどで展示したらどうか。

④毎年かわたな夏祭り大会に補助金が出されているが、町制施行 9 0 周年を記念して増額の予定は。

⑤町制施行 9 0 周年記念式典及び町の誕生日を町民みんなで祝う記念祝賀会を開催できないか。

⑥くじゃく園が開園 6 0 周年となるが、町制施行 9 0 周年記念行事として組み込めないか。以上壇上からの質問です。

議 長 町長。

町 長 堀田議員の「川棚町町制施行90周年記念行事について」のご質問にお答えいたします。

まず1つ目のご質問についてですが、秋から冬にかけて様々なイベントを計画しております。9月末に川棚を描こうと題したスケッチ大会を開催し、秋ごろにスポーツイベントを、11月3日に記念式典を、1月中旬には南こうせつwithウー・ファンによるコンサートを、秋から冬にかけて大手芸能事務所とタイアップした仮称であります。ふるさと感謝祭を計画しております。

2つ目のご質問についてですが、ロゴマークを制作することで、90周年を印象付け、情報発信に効果的であると考え、早急に制作し、広報誌やタイアップ事業のチラシ等に活用したいと思っております。

3つ目のご質問についてですが、これは、90周年事業に関して、町民の皆様に参加いただいている事業提案だと捉えておりますが、周年事業の一環として、川棚を描こうと題したスケッチ大会を開催する予定としております。これは、川棚町の自然や街並み、史跡等を見つめなおし、絵画で表現することで町の魅力の再発見と発信につながるための事業であり、参加対象を小学生以上とし、年齢別に4つに区分し募集を行い、審査会を経て優秀作品を決定し、記念式典において表彰する予定としております。

4つ目のご質問についてですが、町制施行90周年事業を検討するにあたっては、令和5年度、役場内において、町制施行90周年検討委員会を開催し、周年事業の方針や具体的施策を協議しております。その結果、細かなイベントを通年にわたり実施するのではなく、人的・予算的資源を集中投下し、町民の皆様の記憶に残る事業を実施するという方針のもとに、令和6年度当初予算として事業提案し、承認をいただいております。このことから、新たに補正予算を講じるといった考えはございませんが、かわたな夏祭り大会については、既存の予算の範囲内で90周年のタイアップ事業とできないか検討を進めることといたします。

5つ目のご質問についてですが、町制施行の日を祝う行事は、11月3日に開催する記念式典であり、予算としても措置しておりますが、これとは別に広く町民を募って祝賀会を開催する予定はございません。

一方で、町民の皆様を対象とした事業といたしましては、秋から冬ごろに

開催予定の「ふるさと感謝祭」それがそれにあたると考えており、町民の皆様の記憶に残るような事業となるよう検討してまいります。

6つ目のご質問についてですが、くじゃく園の開園60周年を記念する事業については、予算の都合上、令和6年度当初予算の計上を見送っております。なお、指定管理者である川棚町観光協会が主体的に秋ごろにイベントを計画されていますので、その中で協議したいと思っております。以上答弁といたします。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。年間行事が一応出ましたけど。ほとんど秋から冬にかけての事業のようにお見受けをいたします。本来ならば3月の定例会では予算が決まった時点で、もうそのあとから本来ならば4月からずっといろいろな計画を、町民の方に知らせるのが筋だったんじゃないかと思っておりますけど。今こういう質問してある程度のそのイベントというのが、見えてきたんじゃないかと思っております。

この9月ごろにスケッチ大会をするというふうな話ですけど、小学生対象ですけれども、今のこの風潮の9月の高温、夏の高温、そのときにスケッチ大会をどこでするのかですね、どういった状況でそのスケッチ大会をするのか、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほど対象といたしましては、小学生以上でございますので、ご理解いただきたいと思っております。詳細につきましては、教育委員会のほうに答弁させます。

議 長 教育長。

教 育 長 実は私が計画したもので、私が発言いたします。9月の末28、29を計画しておりますが。2日間、朝、こちらで用意した画用紙をとりに来てもらいます。2日間で描いてもいいし、1日で描いてもいいと。そして、朝取りにきてもらったものを夕方に提出してもらおうと。

その用紙は、教育委員会が用意した用紙というのがわかるように、裏に教育委員会の印鑑を捺しときます。そしたらこの2日間で描いたというのがよくわかります。

部門としては、小学校の低学年、そして小学校の高学年、中学生、そして

高校生以上一般、というふうなことを計画しております。

それで場所ですが、場所はどこでも、いいということです。川棚の自然、遺跡、なんでもいいです。

川棚の良さをアピールする、スケッチ大会をしたいということで、近頃は写真で描くのも普通になっておりますので、天候が心配な場合は写真でも結構です。ただしそのときの条件は、空撮はいけないというふうにしています。写真の場合は著作権が影響しますので、必ず自分で写した写真を描くということで、写真の場合はそういうふうな条件を付けているので、天候が心配な場合は、そういうふうなことも考えられますので、もし熱中症対策雨の場合もそれができるとは思うんですけども、あまりにも天候がひどいときは、28日の朝かその前日に判断して、通知をして1週間延ばすというふうな対策も考えております。そこら辺はまだちょっと詳細は不明です。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 そういったことは周知の方法というのはその8月発行の広報誌あたりで、周知をするということによろしいですか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 広報誌とホームページなどいろいろな方法で周知したいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 次2番目、前の予算のときには、記念ポスターの募集、それから町のマスコットキャラクターを作成するというふうな話を聞いたと思えますけれども。そのあたりは今どうなってるんでしょうか。

議 _____ **長** 企画観光課長。

企画観光課長 マスコットキャラクターの制作につきましては、現在デザインの案をデザインをてがける事業者様にお願いする準備を進めております。でこちらについては、10案程度をまずデザインの事業者様に提案いただきまして、それを町内の選考委員会において選考しながら絞り込んだ案につきまして町民投票のようなかたちで、決定してまいりたいと考えております。スケジュールにつきましては、可能な限り早く進めてまいりたいと考えておりますが、町民の皆様への投票については、秋ごろ10月ごろになるかと考

えております。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 まだはっきり決まっていなくてということで、10月には完成するってことでよろしいんですね。ただ記念ポスターの募集はどうなっているのでしょうか。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 記念ポスターにつきましては、今のところ予定はしておりません。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 予算の説明のときに多分、記念ポスター類のというふうな話を聞いたと思うんですけど、考えてないならいいです。それでロゴマークの件はその辺はちょっと、先ほどあんまり町長が早口で喋ったのでちょっと聞き取りえませんでしたので、ロゴマークのほうはどうなんでしょうか。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。ロゴマークにつきましては、現在町勢要覧の作成も同時に進めておりますが、そちらの中で、事業者の提案の中で、ロゴマークも制作いただけるという話、提案がございましたので、早急に町勢要覧につきましては、年度内に作成するスケジュールとなっておりますが、ロゴマークにつきましては、早急に作成しましてさまざまな機会で活用できるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。なるべくですね、主な行事が秋から冬にかけてとなっておりますので、本来なら冒頭言いましたように4月からそういったもの計画するのが筋だと思うんですけど、なかなか見えてこなかったっていう現実がございます。なるべく早くですね、そういうこと進めていただきたいと思えます。

次に、3番は先ほど話がありましたので、スケッチ大会をするということです。

それから4番目も、夏まつり検討実行委員会がありますので、その席で行政からどういうふうな提案がだされるのか、その辺は楽しみにしておきたいと思えます。

それから5番目ですけど、本来なら11月3日、記念講演・記念式典があるわけですけど。町長の冒頭、挨拶の中で、いろいろなこういった90周年の行事がですね、町民の皆様の記憶に残る行事にしたいっていうふうに話しておられますので、何かこう記憶に残るようなことを計画したらどうかと思うんですけど。

本来なら9月3日の郷土史をみてみましたら、昭和3年の11月3日ですね、今の中央公園のところで、そこで大宴会、大祝賀会をされたというふうな記述がございます。

そのときはその町制施行が初めてっていうことで、町民皆で祝ったっていう記載がありましたので、今回も90周年どうかなって思ったんですけど、本来なら100周年でまたしてもいいのかなと思いますけど。

なんか記憶に残る、町民の皆様の記憶に残るような、例えば簡単にできるあるところで、手をつないで町民皆で手をつないで5,000人並んだら手を全部繋いで何分間かしとったらギネスの世界記録になるらしいんです。

で川棚町民が12,000人いらっしゃいますので、例えば6,000人集めたら、ギネスの世界記録みたいに登録をされるようでございますので、そういったそのイベント的な考えはございませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** 堀田議員からご提言いただいたようなイベントは、今のところ検討はしておりません。以上です。

議 **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 確かに予算でですね、決まった以上は出せないということでしょうから、85周年のときもですね。記念式典とそれからNHKの公開録画ですかね、公開放送があったと思いますけど。それから記念講演があったんじゃないかと思っております。

その意味でもう少し、こういったその周年事業ですね、周年事業をもっと早くから計画をこうされてもよかったんじゃないかと思っておりますけど。やはり予算もそんなかわし1,700万くらい組んでありますので、その中でやっぱり早く、町民の皆様にですね、いろんなイベントを情報あたりを発信をしてほしかったと思っております。

それから6番目のくじゃく園の開園60周年というのは観光協会あたりが

計画をされているということですので。

これには町としての関わりは何もしないということでしょうか。

議 長 企画観光課長。

企画観光課長 はい。先ほどのご質問があったくじゃく園でのイベントにつきましても、あくまで観光協会が主体となりますので、メインの内容につきましても、観光協会が主体となりながら検討されると思いますが、まだ予算として、そういう提案があったというところで、具体的な内容につきましても、今後の調整となりますので、そういった中で、行政として、こういった連携ができるかというのにつきましても、今後協議してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 毎回答弁の中では、今後協議してまいりますということばかりしか聞こえてきませんが、なるべく早くですね、そういうことは観光協会のほうとも話をさせていただいて、早めに町民の皆様にもそういったことを周知できるようにですね、していただきたいと思います。これで以上の一般質問を終わります。

(1 0 : 2 0)

議 長 次に、堀池浩議員。

9 番 堀 池 おはようございます。議席番号9番堀池浩です。通告にそって質問いたします。

1 問目、魚雷発射試験場跡地についてです。片島魚雷発射試験場跡地にある「魚雷に空気や燃料を詰めた調整室」通常、建屋（たてや）と言います。それから、「魚雷を運ぶレールが敷かれた突堤」、「突堤の先端に位置する発射場」、「燃料格納庫」、「片島山頂にある観測所」の5つの施設が、3月15日に国の登録有形文化財に選定されました。そこで、以下のことを尋ねます。

①文化審議会から選定されましたが、登録までどのくらいかかるのですか。

②保存や活用の計画はどのように考えていますか。

③登録有形文化財登録後は、町としてできることと、できないことなどの条件はあるのですか。

④補助金などの交付条件はあるのですか。

⑤片島竹灯籠まつりは昨年終了しましたが、今後、町独自で開催することは考えられませんか。

次に、2問目、軟骨伝導イヤホン導入についてです。

軟骨伝導イヤホンは、耳穴の周囲にある軟骨の振動によって外耳道の内部に音源が生まれる原理を応用したもので、2022年に製品化されました。この軟骨伝導イヤホンは、耳の遠い方が使用するもので、通常の気導イヤホンのように耳をふさがらないため、周囲の音も聞こえ、気になる側頭部への圧迫感や音漏れもないとのことであります。そこで、以下のことを尋ねます。

①4月2日に内閣府の「障害者差別解消に関する事例データベース」に追加されているが、その内容はどのようなものですか。

②本町では、耳が遠い方へはスピーカー1台で対応されていますが、個人情報情報が周囲に漏れる可能性が高くなります。プライバシー保護の観点からも、この軟骨伝導イヤホンの導入が必要と考えますがいかがですか。

③この軟骨伝導イヤホンの価格は1セット2万円前後であります。本庁舎1階に2台、2階に2台、水道課に1台、教育委員会に1台の計6台を窓口に設置できませんか。以上で壇上からの質問といたします。

議 長 教育長。

教 育 長 まず、「魚雷発射試験場跡地」について①から④までを私からお答えいたします。堀池議員の「魚雷発射試験場跡地」のご質問にお答えします。

まず①の「文化審議会から選定されたが、登録までどのくらいかかるのか」についてであります。

3月15日の国の登録有形文化財に選定された当初は、登録まで2～3か月はかかるという説明があっておりましたが、いまだ連絡がなかったことから、長崎県の担当者に確認したところ、登録日については未定とのことでした。文化庁の全体的な手続きが遅れているということでした。

次に、②の「保存や活用の計画は」についての質問ですが、まず、建物等を保存・維持していくためには、多額な財源が必要になると予想されます。今後、維持していくための補助事業等を活用するためには、保存計画が必要になりますので、登録されれば、保存の計画は作成しなければならないと考

えております。

また、この遺構は近代化遺産として評価されており、大変貴重な歴史的建造物でもあります。戦争の記憶を正しく伝えていく活動をされているボランティアガイド等の協力を得ながら、観光資源として活かす計画を作成しなければならないと考えております。

なお、保存・活用計画を作成するにあたっては、策定委員会を設置し、専門的知見者等も委員に入れてもらい、計画を作成していく予定です。

次に、③の「登録有形文化財登録後は、町としてできることと、できないことは何か。」についての質問ですが、まずは、「できること」についてお答えします。遺構そのものは、風化するままの状態での管理することとしておりましたが、文化財に登録されれば、保存のための修理費等は国の補助が活用できます。また専門家の指導・助言が受けられるなどのメリットがあることから、調査・研究を経て、今回の登録申請に至ったわけです。

よって、登録された際には、地域の資産として次世代に継承していくと同時に、まちづくりや観光資源として活かすことができると考えております。

次に、「できないこと」についてですが、建物自体の形状が変わったり、文化財の価値が損なわれた場合は登録が抹消される場合があります。よって、建物の修繕等を行う場合は、慎重を期す必要があります。簡単に手を加えられないこととなります。ただ、今回登録申請をしている「登録有形文化財」については、規制に強く縛られることはなく、事業の展開や地域の活性化のために活用ができる、緩やかな制度になっております。

次に、④の「補助金などの交付条件は。」のご質問ですが、今後、保存修理を行う場合や観光資源として様々な事業を展開する場合は、文化庁の「文化財保存事業費関係補助金」等を活用することとなります。これらの補助金の交付目的は主として文化財を活用した魅力向上につながる一体的な改修・整備等を行うことにより、観光拠点として磨き上げを図ることとなっております。

よって、この補助金を活用するためには、「保存計画」と「活用計画」を一体的にした計画を作成しておく必要があると思われれます。私からは以上です。

議 長 町長。

町 長 次に、5つ目のご質問にお答えいたします。

片島竹灯籠まつりは、平成27年に有志の方々が「かわたな桜援隊（おうえんたい）」という任意団体を組織し、電球や、ろうそくの灯りを会場に灯し、恒久平和の願いと、魚雷発射試験場跡の町内外への発信を目的として開催されました。当時は、行政が、まちづくり団体支援事業補助金を3年間交付することで開催を支援していましたが、その後は行政の補助は受けずに、今日まで民間団体により主体的に実施をいただいております。当該イベントは広く町内外にも認知され、交流人口の拡大や、魚雷発射試験場跡の認知向上にもご貢献いただき、川棚町を代表するイベントの一つになったものと認識をしております。

私としましても、本事業は継続的に民間主体で開催いただきたいと考えておりますが、行政が引き継ぎ独自開催する考えはありません。以上答弁いたします。

続きまして、「軟骨伝導イヤホン導入について」お答えいたします。

1番目のご質問ですが、「障害者差別解消に関する事例データベース」とは、「障害者差別解消法」で定められている「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」について、行政機関や事業者等の相談窓口寄せられた具体例を検索できるシステムであります。

「障害者差別解消法」は、平成28年4月に施行され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としておりまして、令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある人への、「合理的配慮の提供」が義務化されました。

「合理的配慮の提供」とは、事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしております。

さて、堀池議員の「4月2日に追加されている内容は。」とのご質問ですが、「内閣府の障害者差別解消に関する事例データベース」の検索条件は、「障害者差別解消法」にある『「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」、「環境の整備」』のいずれかの「事例別」、「障害者種別」及び「事

例が生じた場面」などがありますが、追加された「日付」では検索できないものとなっておりますので、その内容は確認することができませんでした。

次の②につきましては、現在窓口におきましては、耳が遠い方には、プライバシー保護の観点から相談室を利用するなど対応をしていますが、全て対応できている状況ではございません。

堀池議員ご提案の骨伝導イヤホン等の導入は、プライバシー保護の有効な手段といえますので、必要と考えております。

次の③につきましては、まずは、案内窓口に骨伝導イヤホンまたは助聴器などを設置し、利用状況や使い勝手について検証したいと考えております。

以上答弁いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** すみません。答弁の中で、軟骨伝導のところ軟骨を省いて骨伝導と言っていましたので、申しわけございません。訂正方お願いします。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 まず魚雷発射試験場跡地について、再質問いたします。先ほど文化審議会からの登録どのくらいかかるという聞きまして、文化庁の手続きが遅れてることとありますけれども、めどというのは。というのは選定はあっても、選定があったから、登録されるというのは決まってないんで、処理が必要と思います。じゃあ登録までに、登録がいつごろになるのか、今のところはめどは全くないんですか。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 はい。えっとですね。先ほど教育長のほうから答弁をいたしましたとおりですね、県のほうに確認、当初ですね、2・3か月ということで、聞いておりましたけども、再度県のほうに確認したところですね。昨年度の申請に当たった登録にかかった期間というのがですね、大体、あと半年くらいかかっているというふうな聞いております。よって今回3月15日ですね選定でございましたので、昨年度同じような期間であれば、秋口ぐらいにはですね、登録になるだろうと思われれますけども、今のところ未定というような回答しかございません。以上でございます。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 選定が行われたんで、選定になったんで、町としては川棚町と

しては、登録があるものとそれを仮定して、今後事業は進めるということ
よろしいのでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 おっしゃるとおりでございます、進める予定でございます。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 この魚雷発射試験場跡地に関しての関しては、戦争遺構とか、
いろいろあるんですけど。今回もう一度確認したいんですけど、有形文化財
登録、これはどういうのをメインとして、登録を申請されたのですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 すみません、適切な回答になるかわかりませんが。まずで
すね、この文化財の種別としてですね。まず有形文化財には2通りございま
す。重要文化財、それからもう1つが今回川棚町が申請した登録有形文化財
この2つまだ枝分かれます。重要文化財というのが国宝とかよくいいます
よね。それが重要文化財ということになりまして、今回は登録有形文化財と
いうことで、なんですかね、今回戦争遺構として、建造物自体に価値がある
とコンクリート造りですね。そういったところでございますので、どう
いったところがメインかというところちょっと回答ちょっとなかなか見つ
からないんですけども、施設自体に価値があるというところでの申請でござ
います。登録申請でございます。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 経過いろいろ関わってきましたんであるんですけど。やはり戦
争遺構としてはなかなか厳しかったんで、建物、これが古いと話に聞くと、
電波塔よりもちょっと早くできてるというところで、建物の有形文化財登録
ということ申請したということよろしいですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。そのとおりでございます。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 2問目の保存や活用の計画はということ、もともと多額の財
源が必要になることは当たり前なんですけども。まず保存計画が必要である
とその保存計画や活用の計画を策定していかないといけない。そのために策
定委員会を設置して、協議しますよということなんですけども。こう策定委

員会、今選考の基準とか、あるいはいつごろからスタートするというのは、決まっているのでしょうか。

議 **長** 教育次長。

教育次長 策定委員会の設置の時期についても、まだ未定でまだ考えておる時期的なものとかですね、まだ決めておりません。ただこれが登録されればですね、策定委員会等ということで、進めていかなければいけないと思いますけども。今回登録申請に至るまでですね、専門のコンサルタント会社等に支援をいただきましてですね、登録申請の書類とをしております。よりましてそういったコンサルタント、これからの県の学芸文化課ですね、そんなアドバイスをもらいながら組み立てていきたいと思っておりますので、当然専門的な、専門的知見者等ですね。例えば、建築士の資格を持った方、そういったですね、もう専門的な委員さんっていうのが必須というような策定委員会になろうかと思っております。以上です。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 選定までにまず登録までに半年こう掛かりますよと。で登録あれば策定委員会を設置して進めたいですよと、これどうですか登録があったと仮定して進むわけですから、登録があったらすぐ動けるように、策定委員会設置と早めにできませんか。

議 **長** 教育次長。

教育次長 はい。策定委員会については、登録されてですね、早めの設置っていうのを努めたいと思います。だからいつからというのが確定できませんけども、なるべく早い対応したいと考えております。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 建物としての有形登録文化財になったと。で設置されれば今も答弁あったが設置されれば早急に策定委員会を設置したい。できれば登録された時点でスタートできるように、前準備っていうのはしとかないといけないんじゃないかと。というのはですね、建物はかなり老朽化しています。それから突堤の先端にある観測所、もう一個はもう完全に崩れています。もう一個もかなりもう崩落というかそういうのもあります。建屋のほうも以前は入れたんですけども、今は入口が崩落して入場禁止になってます。

あのまましておくのと、期間が過ぎれば過ぎるほど。崩壊が進むんじゃない

かなど。だからこそ登録があったらすぐ事業が進めれるように、早めにその設置のほう、お願いしたいと思いますがいかがですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。議員さんのご意見ありがとうございます。確かに老朽化が進んでおります。登録日というのがはっきりしてませんが前準備も必要かと言われておりますので、こちら側としても教育委員会としてもですね、早い対応をしたいと思います。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 次に移ります。登録を町としてできることと、できないこと条件ということで、答弁をいただきました。本当にこの選定なるまでは、長年あそこの片島の建物は風化するままです手を付けられませんかということできてましたけれども。今後保存のための修理とか、そういうのができるようになったと。もちろん専門家のまた専門技術も必要でしょうけども、それがあるだけでも全然違うかなと思いますけども。現在の建物の、先ほども話しましたけど、建屋が特に厳しいな。建屋は特にですね、結婚の前撮りとかですね、コスプレちょっと分からないですけどかなり人気がある。先日は裏からか知りませんが、中に入ってコスプレ撮ってる方もおられたと。ちょっと危険じゃないかなと思います。その点を特にですね、建屋は大切にしていきたいなと思いがあるんですけども。

それこそ登録後すぐでも進めるように、専門家の人にどういう修理ができるか、構造が変わったらいけないというのは、造り方を変えたらいけないんで、そういうところをまた事前に準備というはできますでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 なかなか事前の準備というのがですね、結局専門的知見というのが必要になりますので、なかなか難しいと思いますけども。今回登録申請に至るまでにですね、コンサルタント会社に書類等を委託して進めてまいりましたので、そういったコンサルタント会社の中でも建築士というのがいらっしゃると思いますので、ちょっとそういった方のアドバイスとか、意見等は聞けるかと思っておりますけども。前もっての準備というのがなかなか厳しいかと思っておりますけども、なるべくそのような方向に行くように、努めたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい。堀池議員のほうから先ほどありましたように、片島全体的に、以前は風化するままに残しておくということで、老朽化がかなり進んでおります。現在、文化登録を認定待っているところなんですけども、これが認定が受けたからといって、潤沢に補助金が出るわけでもございませんので、早急に改修なりというのは難しいところかと思っております。近場でいいますと、軍艦島も登録されておりますけども、なかなかそこも手をつけられずに、入場は外側だけというかたちになっておりますので。その辺を検討しながら、まず登録をいただかないと、補助金がどうなるのかというのも想定つきませんので、その辺はご理解いただきたいと思いますと思っております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 よくわかりました。建物のほうはなかなか。有形登録文化財になるんで、手がつけられない山頂の観測所だけであそこは建物もちろん登録無いと補修それまでの道あるいはその周辺それはほとんど樹木ですよ、そういう整備はできるんですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 今のところその周辺整備、その上の観測所まではですね、その補助対象になってっていう部分ですね、ちょっとまだわかりませんので、そこは確認、今後確認していきたいと思えます。で周辺整備をするかどうかというのをまだその、方針等決めてからの話になろうかと思えます。以上です。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 建物有形ということなんで建物だけかと思ったんで、聞いたんですけども。もしできるのであれば、その周辺整備、道特に観測所の付近っというのはかなり荒れて、下も樹木も伸びきってますんで、それができるのであれば、早めにそこはしていたほうがいいんじゃないかなあという感じがしましたんで聞きました。

それから、補助金などの条件の関係で、やはりその保存計画と活用計画を一体的に作成して出さないといけないということなんですけども。これもそうなんですけども、登録ができる前に、なんとか保存計画・活用計画は、準備ができないかなという感じがするんですけども、いかがですか。

議 長 教育次長。

教育次長 保存活用計画についてはですね、登録前にはっていうのは、やっぱり専門的知見っていうのも必要になってきますので、登録前にこう進めるっていうのは、難しいかなっていうふうに考えます。

議 長 堀池議員。

9番堀池 私が言っているのは、登録前に準備、もっと言えば専門的な知見がある方とかあるんですけど、一応登録されると仮定してやってるわけですから、登録があったらすぐ出せるように、というのはどうしてもですね、申請してからまだ時間が掛かる、時間がずうっと後ろに、遅れてきてるわけですね。だから登録があったらすぐに出せるように、準備ができませんかというお話です。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。準備できる部分についてはですね、進めてまいりたいと考えます。以上です。

議 長 堀池議員。

9番堀池 次に、竹灯籠まつりの関係で、先ほど答弁いただいて、継続的に民間団体の方でという話があるんですけども。それがなくと全く竹灯籠という竹灯籠まつりというのがなくなるのかなと。ただ、せっかくこの文化財登録されるのであれば、それアピールする場として、一番いいかたちで竹灯籠まつりがあるんじゃないかと思うんですけども。それでも町として、少し関わっていくっていう思いはありませんか。

議 長 町長。

町長 はい。先ほどの答弁したように、行政のほうは積極的に関わっていくものではないと考えております。以前私もここ関わってきておりますけども、ここ数年いろんな方々が、立ち上げられた皆さんが、引退されてから、そのあとに誰でもできるようにということで、規模の縮小やまた人員の簡素化、そういうことは検討してきていたと考え、私も思っております。

前回の主体となられてやっておられた方も、まだ残っておられますので、そういう方々が再度協議の場を作っていただいて、今後どうしていくのかっていうのを協議できればと思っております。ここにおられる議員の皆さん、行政のほうもボランティアとして参加しておりましたので、そこは今後も続

いていくものと考えておりますので、できれば民間のほうでもう一度ご協議をいただければと思っております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 先ほどお話があったように、今でも民間の方まだ残っておられる、だからこそその引継書と計画こういう手順してるんですよと、いうのをつくって引き継ぎできるようにしとかなないと、これはやっぱり残っていかないという感じがするんですけども、その点町が旗を振って引継書とか作っていく考えはないですか。

議 長 町長。

町 長 先ほども答弁いたしましたけども、町が主体となって引き継ぐ予定はございません。あくまでも、ここはボランティア団体としてやっていただければと考えているところです。繰り返しになりますけども、行政をはじめ、議員の皆さま方もたくさんボランティアとして協力していただいております。また民間団体の方も協力していただいておりますので、その中で、もう一度協議していただければと思っております。

前回、主体となってされておられた方も現在違うかたちで本町に残っておりますので、その方も含めて再度協議をいただければと思っているところでございます。以上です。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 協議の場を設けて進めて協力団体で進めていってくれということだと思いますけれども、誰か手を挙げないと協議も進みません。いったん去年終わってるもんですから、これが継続している中だったらまだいいんですけども。例えば町からそういう責任者、1人2人出すというはないですか。

議 長 町長。

町 長 はい。町から出すことを考えておりません。堀池議員のほうもそこで協力をいただいておりますので、ぜひ堀池議員に手を挙げていただければと思いますので、ご協力のほうよろしく願いいたします。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 2問目に移ります。軟骨伝導イヤホンの導入これですね。事例データベース、4月2日に記載されてる。正直私もこの質問を出すまでまた

この木曜まで一生懸命探したんですけど。見当たりませんでした。見当たらないというか検索の仕方がちょっとおかしかったかなあ。出てきました。事例データベースちょっと読ませていただきます。

事例の内容、経緯背景として、金融機関が軟骨伝導イヤホンの導入を検討した件ってありました。「耳の聞こえにくい相談者からA金融機関に対して以下の相談があった。耳が聞こえにくいので、重要な部分を聞き逃したり、何度も聞き返したりしてしまっている現状なので、どうにかしてもらえないか。事例を解決するための対応して、相談を受けたA金融機関の担当者は相談者に対して大きな声で話すことや筆記体を行うことを提案して納得してもらった。しかし、今回の相談者だけでなく耳が聞こえにくい来訪者がほかにいることや個人情報等を大声で伝えることなどを避けるため、軟骨伝導イヤホンを導入した」というこの事例がありました。

でやはり、今全国的でも、こう軟骨伝導イヤホンというのが設置されてるんですけども、これもう一度確認します。すみません。私が速記が遅いもんですから、今回本町の1階に1台設置してということで、よろしいんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。現在のところ1台とか台数じゃありませんけども、軟骨伝導イヤホンまたは助聴器を設置する考えではありますので、まずは台数に関しては総務課長から答弁をさせていただきます。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。お答えします。1階のですね、今窓口、案内窓口を設けておりますので、そこに1台助聴器または今回提案されています軟骨伝導イヤホンをですね、まずは設置したいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

9番堀池 ありがとうございます。ただいま案内窓口に1台まずは設置するというお話なんで、まずは設置して、いいよとこれ使いやすいよと、衛生的にもいいよとなったら増やす、増設する予定は考えてはおられませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。壇上で答弁したように利用状況または使い勝手について

検証をさせていただきたいと思っております。それで1台で足りないとなれば、増設の可能性もありますけど、まずは1台導入させていただきまして、今後検証させていただきたいと思っております。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 利便性、使い勝手等検討して、使い勝手が良ければ増設、ただ今回調べたときに1階に1台しかないっていうのは私はショックを受けました。2階のほうもそういう方は来られます。また水道の窓口、教育委員会、そういう方は来られると思うんです。せめてここの4か所は利便性考えて使い方が良ければ、設置させていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。この件につきましては、総務課のほうで他市町の現状を調査しておりますので、その旨報告をさせます。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。私のほうからですね、他市町にお尋ねをしている内容をお答えさせていただきます。

まずこの軟骨伝導イヤホンについてですけれども、県内の町で導入しているところはありません。で導入しています大村市・長崎市にですね各2台ずつ導入をされています。その内容をですね尋ねたところ、大村市では導入して1回も利用がないと、長崎市については2台ありますけれども、1台だけを月2件程度の利用ということで、あまり利用がないため2台も今は必要ではなかったのではないだろうかという話を聞いております。

それから町ではあります町のほかにもありますけれども、助聴器のほうについてはあちこちの町でも導入されておりまして、こちらについてもですね、同じように月2回程度利用されているということですがそこについては、担当者としては、使われる方には好評であるということ。

今回どちらを入れるかという検討の中でですね、予想を聞いてますが、軟骨伝導イヤホンについてはやはり耳の中に一応耳にかけるとは言いながらも、耳に当てる機械ですので、耳の中にですね、丸い分を入れる機械ですので、これについてはですね、1回1回アルコール消毒とかをしなければならないということですので、ここについてはですね、なかなか利用者が少ないという話を聞いています。

助聴器についてはですね、電話機の受話器ですね、ような部分を耳にあててするということで、これは使いやすいというふうな担当からも聞いてますので、そこを考えながらですね、どちらを導入するか検討し、まずは1台おいてですね、必要などころにはそれを貸すようなかたちで使いたいというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 ありがとうございます。「他市町のほうを調べました、利用回数が少ないです。」当たり前じゃないですか。全員がそれを使うわけじゃないんですから。これ回数で価値を決めるもんじゃないと思うんですよ。耳が遠い方が来られたときに困らないように設置するもんだと思います。それを回数わざわざ言うというのはおかしいんじゃないかなあと私は思います。それから軟骨伝導イヤホン耳の中に入れなくていいかたちがあるはずです。耳のこの下のほうに付けるやつ、もう一度軟骨伝導イヤホンの種類を調べた上で検討をお願いします。以上で質問を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 1)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、田口一信議員。

1 0 番 田 口 10番田口一信です。2項目について質問をします。第1項目目は、激甚災害からの復興施策についてです。

今年の3月30日に、私は能登半島の輪島市に行き、震災の現場を見ました。輪島市を目標に行ったわけではないのでちょっと旅行の趣旨を申し上げますが、4人で私の車で往復しました。全員同じ年の75才の後期高齢者ですので、ボランティア活動ということでなくて、ただ、現地石川県に行っ、て、宿泊して、買い物等をするこ、とで、少しでも現地にお金を落とせば、支援になるのでは、という趣旨でした。したがって、行けるところまで行ってみようという考えでした。

初日に石川県南部の加賀市山代温泉に泊まり、二日目に行けるところまで行ってみようということで、ずたずたになった能登里山海道を走って、途中穴水町で燃料を入れてスタンドの人に聞いたら、輪島まで行けるということ

なので、行きました。ただ、輪島から珠洲の間は通行止めでありますので、いったん穴水町まで戻る必要がありましたので、時間がないので、輪島だけにして、帰り金沢に宿泊したという経過でございます。

それで私が、その3月30日土曜日の昼過ぎに、輪島の現場を見たわけですが、そこで私は全く不可解に思ったのは、3か月経っても、現場に全く手がつけられていないことです。ビルが倒れたまま、家がつぶれたままです。瓦1枚も片づけられていない状況でありました。ボランティアらしい姿も見えなかったし、その潰れた家の家主さんさえ居ませんでした。どうしてこうなってんのかなあと考えてですね、本当に不思議な感じがしたのですが、そもそも制度的な制約があるのか、あるいは能登半島独自の特殊な事情があるのか、よくわかりません。

しかし、もしも本町で川棚町であるような激甚災害が発生したときに、避難の次の復興という視点から、どのような施策が取られうるのかな、ということを考えて、次の点を町長に質問をしたいと思っております。

①個人の家屋は、個人の財産だから、ボランティアなども手をつけられないというような言い方が、マスコミなどでも言われておりましたけれども、つぶれた家屋を片づけることに、公費は投入できないのか。あるいはボランティアの労力は投入できないのか。こういうことです。

②個人の財産と言っても、つぶれた家屋は粗大ゴミでしかないと思いますが、焼却場には持ち込めないのか。東北震災のときには、東彼福祉組合でもゴミを受け入れたと思いますが。そういった方策はとられないのかなと思って、本町のケースの場合には、どうなのかなということをお聞きしたいと思います。

③宅地の復旧、家屋の再建には、公費の補助はないのか。保険の適用関係は、どうなるのか。この3点でございます。

次に、第2項目目ですが、人工芝におけるマイクロプラスチックの抑制対策についてということでございます。

東京都多摩市の調査によりますと、テニスコート1面から1年間で10キロものマイクロプラスチックが発生しているとのことでありまして、これによれば、大崎自然公園の交流広場の人工芝からも、かなりの量のマイクロプラスチックが発生することが懸念されると思います。マイクロプラスチック

の問題は、今後全世界的に大きな問題になると思われまますので、次の点をお聞きます。

①今回の人工芝の改修工事の前には、マイクロプラスチックの発生量の見込み等について、調査をしたのかどうか。

②大崎公園の交流広場からは、どのくらいの量のマイクロプラスチックが発生すると見込んでいるのか。

③マイクロプラスチックの発生を抑制する対策はどのように考えているのか。

④発生したマイクロプラスチックが海に流れ出すことを防止する対策はどのように考えているのか。以上でございます。答弁をよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 田口議員の「激甚災害からの復興施策について」のご質問にお答えします。

1番目の「つぶれた家屋を片づけることに、公費は投入できないのか。」とのご質問についてであります。

国の補助金で「災害等廃棄物処理事業費補助金」がございます。これは、災害等による被害を受けた市町村が行う「災害等廃棄物処理事業」を対象とするものであります。

「災害等廃棄物処理事業」の対象の一つに、災害等により、市町村が解体の必要があると判断した全壊、及び特定非常災害に指定された災害では半壊の損壊家屋等について、災害廃棄物として処理することが適当と認められたものでありますので、このような補助金を活用できるものと考えております。

また、「ボランティアの労力は投入できないのか」とのご質問ですが、災害による廃棄物については、まずは緊急性の高い、道路等障害物の撤去、有害廃棄物・危険物の回収、倒壊の危険性のある家屋等の解体撤去が優先となります。

災害による廃棄物の本格的な処理に向けた準備ができた時期になり、作業に危険性がない状況であれば、ボランティア活動の協力を判断することとなります。

2番目の「個人の財産と言ってもつぶれた家屋は粗大ゴミでしかないと思うが、焼却場には持ち込めないのか。」とのご質問ですが、つぶれた家屋については、建築廃材・コンクリート・瓦等は、処理困難物として取り扱われますので、焼却場には持ち込むことはできませんが、発生した災害廃棄物は仮置場に搬入し、選別等の処理を行ない、焼却処理やその他処分を行うこととなります。

また、「東北震災のときは東彼福祉組合でも受入れたはずだが」とのご質問ですが、東彼地区保健福祉組合に確認いたしましたところ、東北震災では受入れてはいないと聞いております。

次に、3番目の「宅地の復旧、家屋の再建には、公費の補助はないのか」とのご質問ですが、国では、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために「被災者生活再建支援制度」が用意されております。

対象といたしましては、①住宅が全壊した世帯、②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯、⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯となっており、支援金の額は住宅の再建内容等により、基礎支援金が最大100万円、加算支援金が最大200万円となっております。

保険の適用関係については、加算金については保険金が出ない部分で自己負担がある場合が対象となります。また町で加入している保険については、町民への適用はありません。

2項目目の「人工芝におけるマイクロプラスチックの抑制対策について」のご質問にお答えいたします。

まず1つ目のご質問についてですが、発生量等については調査をしておりません。

次に、2つ目のご質問についてですが、当該広場の改修前の状況としては、人工芝の葉の部分にあたるパイルが摩耗し細分化され、雨が降った後、グラウンドの隅へ芝が堆積するため、管理運営を行っている指定管理者において回収作業を行ってございました。敷設後10年以上が経過していることか

ら、使用頻度の高い箇所から摩耗や劣化が顕著に進行しているとの報告が
あっております。

このことから、今回の人工芝改修工事の設計に係るウォーターベース人工
芝の選定にあたっては、パイルの厚み・織度・平米当たりの本数や人工芝総
重量において耐久性に優れたタイプの製品を仕様条件としておりますので、
張り替え後すぐの間は、マイクロプラスチックは発生しにくいものと考えて
おります。

数年後には発生することも想定されますが、この場合も、グラウンドの使
用頻度や太陽光の日照時間などにより、その劣化の進行度合いは変わると考
えられるため、具体的な発生量を見込むことは困難と考えております。

三つ目の質問についてですが、マイクロプラスチックの発生原因は、紫外
線などの影響による人工芝の劣化の進行や、施設利用者がグラウンド内を移
動することに伴う摩擦が主な要因だと考えております。これらを抜本的に対
策することは非常に困難であると判断しておりますが、環境省が発行する施
設管理者向けのマイクロプラスチック対策に関する資料によりますと、日常
点検により、パイルの欠片を除去することも効果的であるとされております
ので、引き続き適切な管理を行ってまいります。

四つ目のご質問ですが、マイクロプラスチックの流出原因は、雨によりマ
イクロプラスチックが周辺の排水設備から外部へ流出するものと、施設利用
者の靴や衣類等にパイルが付着し、移動に伴い施設外に流出するものが考え
られます。

排水対策といたしましては、周辺排水施設のきめの細かいネットなどを施
すこと、施設利用者の移動に伴う対策としては、施設出入口にマイクロプラ
スチックを補足するためのマットを設置するなどが考えられます。

施設外へ流出の大きなウェイトを占めると考えられる排水施設の対策につ
きましては、実施することで枯れ葉などが詰まり、冠水を引き起こす可能性
が高いことから、管理者とも協議し、どのような対策を講じることができる
のか、慎重に検討を進めてまいります。以上答弁といたします。

議 _____ **長** 田口議員。

10番田口 ちょっと聞き落としたので、先ほどの震災の復興の③関係の一
番最後に「町民への適用はない」って言われた部分をもう1回言っていただ

けませんでしょうか。ちょっと内容を聞き落としました。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。保険の適用関係については加算金については保険金が出ない部分で自己負担がある場合が対象となります。また町で加入している保険については住民への適用はありません。以上でございます。

議 **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 震災激甚災害の関係でありますけれども、いろんな公費での支援の制度というものは、全壊・半壊とかいろんな段階分けもありますけれども、ほぼ制度的には、一応整っているような答弁であったように思います。

そうしますと、能登半島について考えをもどして、能登半島について考えてみると、能登半島では制度利用する手続の進め方が遅いというふうに考えられるのではないかなと思われます。6月3日の夜に中央公民館で、能登半島でボランティア活動をしている人たちの話がありまして、町長も聞いておられましたけれども、彼らの言葉の端々からも、市役所の機能不全というのが私は感じられた次第でございます。市役所職員の9割が被災者でもあるというような話もありました。

したがいまして、各地のこういった災害復興の制度が整っているとしてもですね、本町における激甚災害の際も、むしろその十分に町の体制を整えて十分的確に対応をできるようにしておくことが必要ではないかなと思います。そういう体制を整える、あるいは時々集合して机上の訓練をするなど、準備を十分にしておく必要があると思いますが、このことについての町長の考えをお聞きします。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。田口議員の質問にお答えいたします。先ほど田口議員からありましたように、地震等大規模災害が発生した場合、本町の職員も被災する可能性が大きくなります。

そういう中で、どういうことが考えられるかといいますと、本町におきましても、罹災証明の発行等に職員を2名派遣を、能登半島地震に関しまして、2名派遣をしているところでございます。そういうことで、そういうときには周りの市町村の協力も得られることができますし、やはり県を通して県からこういう人材を派遣していただけませんかということで、各市町のほ

うに来ます。それで対応できる職員が本町におりましたら、そこで対応させていただく。そのようなことで、今回の震災の場合は本町から2名の職員を派遣させていただきまして、そういう罹災証明の発行とか、そういう手続きの補助といいますか、そういう対応をしていたところでございますので、そういう大規模災害の折には、まずはそういう激甚災害の指定を受けた場合には、各近隣市町からの協力が得られるものと思っております。

議 _____ **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 はい。それで私が思いますに、やはりこの役場の職員さんたちの体制を強く作る必要があるなど、そういう激甚災害の際にはと思ひまして、場合によっては、役場を退職されたOB・OGの方々の力を借りることも有効ではないかなというふうに私は思います。

常日頃の連絡を十分にしておいて、そのような協力もお願いをしておくことが必要、良いのではないかと思います、どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。本町におきましたもの防災会議を年に1回開催しているところでございます。今月の上旬にも本町における防災会議を行いまして、本町の連携体制または協力体制、そして、危険箇所等の把握を関係機関でしているところでございます。

先ほど田口議員からご提言がありましたことにつき、OBを協力いただくということをご提言いただきましたけども、現在今のところそこは検討をしていない状況ではございます。以上です。

議 _____ **長** 補足説明をされるそうです。住民福祉課長。

住民福祉課長 激甚災害が発生した場合は、まず、災害発生後数日間には体制整備と災害廃棄物の状況を確認等の緊急対応時期となります。その後災害廃棄物発生量の推計等を行い、町内での処理が可能かを検討した上で処理の方向性を決定していき、収集運搬体制の構築等災害廃棄物の処理に向けた準備を開始する時期となりますので、まずは体制整備が必要となります。という考えであります。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 はい、答弁ありがとうございました。それでもう一点ですね、能登の関係でお聞きしますが、これはですね、直に建設課長に答弁していた

だくのがよいのかなとは思っておりますが、あるいは内容によって担当が違うのであれば、その担当の方のほうにお願いをしたいと思いますが、同じ確かに6月3日の夜だったと思いますが、テレビで、能登半島の状況を報道をしておりました。

その中の一場面ですけれども、つぶれた家の前で、解体業者が「自分たちは準備ができています。」と。「下請け業者も待たせてある。」と。ただ、市役所の発注がないからできないと話をしていたわけです。そして画面は市役所の課長クラスと思われる担当者の話に切りかわって、その方は「コンサルに現地調査をしてもらい、見積をしてもらわないと発注できない。」と。ところが、「どこもコンサルが手いっぱい、やってくれるところがない。コンサルを探している。」ということでした。で、一応担当課長の言い分は理屈がたっているようにも私聞こえたんですが、私は、テレビの画面に向かって、それなら、あなたは何の仕事をしているんですかと右から左に仕事を流すだけですか。自分で判断できないの。業者から見積をとってOKって出せば、動くのではないのというふうなことを思ったわけです。

そこで、課長に聞きますと言ったのは、どのような場合も、すなわち緊急の事態の場合も、マニュアルどおりにコンサルを使わなければならないような仕組みになっているのかどうかということです。仮にそうなっているとすれば、緊急時には役場ないし、町長の判断で処理できるように制度改正を要望すべきではないかということでございます。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ご質問にお答えいたします。本町では、災害時における災害廃棄物の処理の協力に対する協定を他市の関係協会と締結しております。倒壊した建物の撤去等に伴う廃棄物、及び災害に伴う緊急に処理する必要が生じた廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分仮置き場の運営、これは配置等の業務ではございますが、について町が協力要請し、要請により隊員の中から必要な人材や車両等の調達をされ、協力をお願いするものでございます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

10番田口 ただいまの答弁は、そのコンサルの協会との協定ということではなかったと思いますが、当然その協力要請はして協力をしてもらおうとい

うのがよいのだろうと思いますけれども。で現に能登半島でも、そのようにされていると思うんですが、要するに、役場自治体の判断でできないのかということをお聞きしたいと思っておるわけです。

議 長 建設課長。

建設課長 すみません。突然の質問で申しわけございません。多分今能登のほうで地震が発生した部分について、田口議員のほうでいろいろ調べられながら聞かれる部分、特にその今やってらっしゃるコンサルにお願いしてる、お願いするそのコンサルが今不足している、なかなか発注ができない、多分やろうとしてらっしゃることは、公費解体の作業じゃないのかなと考えております。

私も今回の質問がありましたとき、ちょっといろいろ調べてみましたら、こういう場合、民間の建物を解体する場合、公費解体というのがどうもあるみたいで、それについては一般的に行う際、町の行政側のほうが、それも民間の建物を解体するという作業になりますので、その解体法をどうするか一般的に言えば入札を取られているんじゃないかと考えています。

うちのほうの財務規則でもいきますと、金額が一定以上おきますと、入札に当たってきます。それを行おうとすれば数的に相当な数が能登半島の中で起きている部分で、とても職員1人体制だけではその設計までも持っていけないというところで、コンサルにお願いしようという内容じゃないかと思っております。

本町がこのようになってきたとき、その規模にもよるとは思いますが、同じように、コンサルに本町も頼ることができるかもしれませんし、また財務規則上、緊急を要する場合、こういう災害なんか特にそうですが、それでいって随意契約というのも認めてあるみたいなので、事情がちょっとどのようなかたちで本町が起きるかわかりませんが、その場合、入札担当課といろいろ協議しながら、その発注方法、迅速な対応そのようなかたちを取っていきたいと思います。

また補助の関係も出てくるんじゃないかと、国から補助いただく際に適正な方法・金額・業者から一方的な見積もりだけを取って、解体作業に進められるのか、そういう難しさも出てくるんじゃないかと思っております。

申しわけございません。ちょっと今わかっている範囲ではこのような回答

をさせていただこうと思います。

議 _____ **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 言われることは分かりますのですが、家一軒の解体だからそんなに大きな金額じゃないですよ。200万程度の金額ですから、どんどんもう課長クラスでどんどん発注してよいんじゃないかと、という気がしますけどね。でその国のほうがね、国から補助金が出るからということで、いろいろ慎重になるんでしょうけど、そんなこと自体をもっと国は、緩めろと、こんなもんはどんどん認めろというようにするべきではないですかね。なんか国の方に縛られているのかどうか知らんけど、遅いなという感じがするものですね。そこらへんをお聞きしたわけございます。ので、これはだからなんかこう足枷になるような仕組みがあるとすれば、そこは改良してくださいという要望を、国のほうに出すべきではないかと思えますけども、そこら辺は、町長の考えはどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。田口議員のご意見はごもっともだと思いますけども、行政側といたしましては、やはり国の制度にのっとって、そういう解体事業を進めていかなければならないと判断しているところでございます。そういうことで、スピード感が遅いということで、田口議員が能登半島で感じておられるだと思っております。

私も以前田口議員と東日本大震災の折に8月に行った記憶がございます。その当時もやはりまだ家屋崩れたままのところはほとんどでございました。やはりそういう大規模災害にやはりある程度の一定の時間がかかるものと思っております。そういう正論的なところで、行政が動けないところもありますので、そういう要望等が国のほうに要望等が必要とあると判断するのであれば、町村会などでまとめていきたいと思えますけども、感覚的にはちょっと厳しいところがあるのかなとは思っております。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 町長と東北に行ったのは、ちょうど5か月後の8月の14日かなんかだったと思います。で気仙沼ではボランティア活動を申し込んだら、もう手一杯だから要らないって断られて、そして結局郡山のビッグサイトっていいましたかね、そこまで行ったということを記憶してます。

で東北の場合にだいぶ違ったのは、津波で家が全くなくなっている状態で、ほとんどむしろどこの土地、どこの宅地も更地になっているような状態であったような問題、そこら辺が今回の輪島とちょっと状況が違うのかなというふうに思った次第です。

いずれにせよ大災害はいつ起こるか分からないので、しかも他所のことじゃないという思いますので。常にその準備というものを万全にさせていただくように要望をしておきます。

次の項目ですけども、先ほど町長の答弁にはありましたが、多摩市の調査によりまして人工芝の設置後2、3年はプラスチックの劣化が進まないの、マイクロプラスチックの発生はないということであります。したがって本町大崎公園の交流広場も当面の心配はないと思われれます。しかし、さらにそのものを対策を考えていく必要があると思います。劣化が進むにつれその、人工芝がきれる率が多くなると思いますのでね。

多摩市の場合にはテニスコートで、13年経った状態で19ミリあった人工芝が5ミリになっていた。すなわち13年間で14ミリその人工芝の長さが減っていたということであります。で1年間で約1ミリなのですが、それをこのテニスコート一面で計算をすると、10キロになると一面で10キロです、1年間に。というような大変な分量のマイクロプラスチックの発生ということになると思います。

またマイクロプラスチック定義は5ミリ以下の小さなプラスチックだそうですけど、小さく小さくなって、1ミリ以下0.5ミリ以下というふうに、ものすごく小さくなるとなかなか細くすることも難しいと思いますし。逆に言うと、小さいものは、もうから人間の体にも入りやすくなる、あるいはその魚のが食べて、魚の体に蓄積して、それを人間が食べると人間の体にも入ってくるというような心配もあると思います。

2016年のダボス会議で出された見込みとして、2050年には世界中のマイクロプラスチックの体積が、世界中の海による魚介類の体積よりも、多くなるというような報告が出されているということで、非常にこれは大変な問題なんだと思っております。したがって、このマイクロプラスチックのはなるだけ抑制をしていくようなことを考えていく必要があると思います。

ではこの大崎公園の交流広場についても、何年か後、2・3年後からぐら

いは対策が必要だと思われまますので、今年度からは毎年秋のスポーツシーズン、スポーツシーズンが終わった12月頃にでも、調査ポイントを決めてですね、今年から継続的に調査をするようにしてはどうかと思いますけども、その点について、お聞きします。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。田口委員がおっしゃっておりますホッケー場の人工芝についてですけども、これウォーターベースということで、施工をしているところでございます。

今回施工しました人工芝におきましては、総合評価が一番高いものを使っております。耐久性または厚みそして、パイルの長さ等が総合的に評価をいたしまして、一番いいやつを使っているところでございます。

しかしながら、マイクロプラスチック今後発生すると思えますので、今現在公益財団法人日本スポーツ施設協会から出されております、人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドラインというのが2021年5月に出ておりますので、これを参考にしながら今後どのような対応をしていくのかということを検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:51)

(…休 憩…)

(13:00)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、増山真理議員。

2 番 増 山 議席番号2番、増山真理です。子どもの肥満と健康に対する取組について、通告分にそって質問します。

町民の健康増進の総合的な推進に関し、健康かわたな21計画（第3次）をもとに質問する。令和4年度、本町の肥満傾向にある子どもの割合は、全体的に長崎県よりも高くなっており、特に小学4年生男子の肥満傾向率は長崎県全体2.90パーセントに対し7.02パーセント、5年生は3.15パーセントに対し8.06パーセントと高くなっている。中学生は、男女ともに全学年で上回っている。

子どもの肥満は将来、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高めると共に、そのま

ま成人肥満に移行しやすく早期の肥満治療が重要であると日本小児内分泌学会が発表している。では質問に入ります。

①生活習慣病予防の取組を行う対象を前倒しし、子どもの肥満改善のための教育支援等に積極的に取り組むことにより、子どもの健やかな成長と生活習慣病予防、疾病の罹患によるQOL（生活の質）の低下の予防、医療費削減を同時に行うことができると考えるが、町長はどう考えますか。

②アンケートや検査結果に不登校児童生徒の意見や検査結果は反映されているか。また不登校児童生徒の健康状態の把握は詳細にできているか。

③子どもの肥満の原因分析と改善への取組は。

④肥満傾向にある子どもとその保護者や子育て世代の肥満傾向にある人へ、具体的健康リスクの説明等の情報発信・情報共有は行われているか。また正しい知識の普及や親子勉強会、相談会の開催、個別指導の考えは。

⑤行政・学校・栄養士・保護者・児童生徒・医療関係機関、さらにスポーツクラブ等と連携した、子どもの肥満に特化した取組は行われているか。

⑥肥満傾向にある児童生徒の希望者に対し小児メタボリックシンドローム診断を行い、治療への一歩とする考えはないか。

⑦現在、本町に生活習慣病の治療を受けている児童生徒が存在するという事実がある。早急に対策をすべきと考えるが、その開始時期は。以上、壇上からの質問を終わります。

議 **長** 町長。

町 **長** 増山議員の「子どもの肥満と健康に対する取組について」のご質問にお答えいたします。私のほうからは、①③④⑤⑦について答弁をさせていただきます。

まず①番目のご質問についてですが、ご質問後半にあります子どもの健やかな成長と生活習慣予防、疾病罹患による生活の質の低下を予防し、医療費削減を同時に行うことができるとのご提言ですが、このことに関しましては、年齢的に成長著しい時期でありますので、子どもの肥満改善に対する取組に限ったことではなく、健康的な生活習慣や食生活を心がけることは病気にかからないようにするための第一歩であり、健やかな生活習慣を幼少期から身につけ、生活習慣予防の基盤を固め、生涯にわたって健康な生活習慣を継続できるようにすることが重要であると考えております。

そのため、生活習慣病予防の取組を行う対象を前倒しし、子どもの肥満改善のための教育支援等に積極的に取り組むといった子どもの肥満改善対策に特化した取組として行うのではなく、健康かわたな21の基本目標2である「豊かな社会生活を営むためのこころと身体（からだ）の健康づくり」において「親と子の健康づくり」の項目の施策に沿った取組を推進し、健康全体を増進することで、その結果として子どもの肥満率に改善が見られたというような取組の進め方をしてまいりたいと考えております。

③番目のご質問についてですが、日本医師会の資料によりますと小児肥満の原因として「食習慣」、「運動不足」、「睡眠時間の減少」が挙げられております。

朝食の欠食、脂質や糖分の過剰摂取、座りがちな生活習慣による日常生活の中の身体活動の減少、そして睡眠不足は疲労による運動量の減少や起きている時間が長くなることで摂食機会の増加を招き、エネルギーの過剰摂取に繋がるという悪循環を引き起こします。

したがって、基本的ではありますが、「早寝・早起き」「朝食をしっかり取る」、「規則正しい生活」、「適度な身体活動」という行動が肥満を予防し健康的な生活を送る上で重要であると考えております。

④番目のご質問についてですが、現在も乳幼児期において、1歳6か月、3歳、5歳の健診の際に保健師及び管理栄養士が指導を行っております。また、学齢期においては学校保健による健康指導が行われております。

特別に治療を受けている場合はかかりつけ医等、医療機関との連携も必要になりますが、生活習慣改善の範囲内であれば保健師等が個別に健康相談を行うことも可能でありますので、今後も必要に応じて対応していきたいと考えております。

⑤番目のご質問についてですが、関係機関との連携により子どもの肥満に特化した取組は行っていないのが現状であります。

⑦番目のご質問についてですが、治療を受けている方は医師によるしっかりとした疾病管理の下に治療を受けておられるため、現在のところ町といたしまして早急に対策を講じるべき緊急性があるとの認識ではありませんので、その対策の開始時期につきましてはお答えすることはできませんが、今後も乳幼児期の健診、学齢期における学校保健の機会を捉えて、子どもの成

長過程に応じた適切な対応を継続していきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。なお増山議員に対しましては、質問が多岐に渡っておりますので、再質問につきましては「①」「②」とわかりやすくしていただけると助かりますので、ご配慮方よろしく願いいたします。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 私からは②と⑥についてお答えいたします。

②の「アンケートや検査結果に不登校児童生徒の意見や検査結果は反映されているか。また不登校児童生徒の健康状態の把握は詳細にできているか。」の質問ですが、まず、前段につきましては、学校保健安全法に基づき、児童生徒の全員受診に取り組んでおります。

なお、不登校児童生徒を含め、未受診者（欠席者）については、学校医の医療機関と連携し、一定の期間を設け、保護者を通じて受診を勧奨しています。受診者は100パーセントまでにはいきませんが、それに近い受診率になっております。

後段におきましては、健康診断の事後指導として、健康状態が不良の児童生徒については、検査結果を家庭に伝え、医療受診を勧奨する等の対策を行っております。

また、学級担任が行う個別の教育相談、保護者及び児童生徒から要望があった場合に行う養護教諭による生活指導など、きめ細かな健康状態の把握、そして対応等に心がけているところです。

次に、⑥の「肥満傾向にある児童生徒の希望者に対し小児メタボリックシンドローム診断を行い、治療への一歩とする考えはないか。」のご質問ですが、教育委員会としましては、これも学校保健安全法で決まっている検査項目以外は実施することは、今のところ考えておりません。以上私からの答弁といたします。

議 _____ **長** 増山議員。

2 番 増 山 子どもの肥満は大変心配な状況だと私は思っています。現在、子どもの肥満に対する特化した取組は行われていないということですが、子どもが自ら主体的に考え、より正しい選択をするための教育的支援というものは行う考えはありませんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。増山議員のご質問にお答えいたします。子どもが主体的に考えることができるような取組を行うことがないかのご質問についてでございますが、健康推進課にはジュースなどの飲み物の砂糖量を示した展示物もございますとか、脂肪1キログラムがどれぐらいのものなのかを示したサンプルを健康推進課で持っておりますので、希望がございましたら、学校まで貸出することは可能であるというふうに考えております。

そして11月に、食生活改善推進協議会主催の食育フェスティバルが開催される予定でございますが、その中に親子料理教室や、みそ作り教室を行う予定でございます。このような活動を通じて食育の大切さの普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。健康推進課からは以上でございます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 先ほど親子の活動を通じて食育活動をとというお話があったんですけれども。その子どもたちの親の世代も肥満である場合、子どもへの影響はどのようなものがあると考えていらっしゃいますでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 増山議員のご質問についてお答えいたします。健康推進課におきましては、5歳児の健診時におきまして、管理栄養士による食事指導を行っております。

この対象につきましては、乳幼児の肥満度を計算しまして、それが一定以上の幼児について、親子に対して行っておる指導でございます。その食事指導の内容としまして、食生活習慣の見直しや食事内容、飲み物、特にジュース類等の砂糖の量について指導しているところでございます。

この健診につきましては、保育園やこども園より事前に肥満児の情報が共有されることもありますので、こういった場合には園と連携しまして、肥満児の親子の支援を行っていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 緊急で子どもに対して生活習慣指導予防特化したものを行うということはないという答えだったと思うんですけれども、町内の子育て世代の男性は3つの年齢層、35歳から39歳、45歳から49歳、55歳から59歳、この3つの年齢層において生活習慣病の医療費金額が県内でワース

ト1位トップです。このことへの対応というの行われていますか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。令和4年度の一人当たりの医療費で見ますと、増山議員のおっしゃるようにこの30代後半、そして50代の年齢層において県平均の金額を上回っている結果となっております。40代からでございますが、特定健康診査、そして対象者に対しては特定保健指導を行っておるところでありまして、本年度からまたよりきめ細かい対応ができるように体制を整えているところでございます。以上でございます。

議 **長** 増山議員。

2番増山 はい。先ほど出たような子育て世代の医療費ワースト1位がこれ令和元年度より1位・2位が続いております。そのことについてどのような対策がされるのでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** 増山議員のほうから子どもの肥満と健康に対する質疑でございます。今、保護者の部分で質問がいておりますので、できれば通告分に当たって質疑をしていただきたいと思います。と思っております。

議 **長** 増山議員。

2番増山 はい。子どもは受け身の、であると思うんです。家庭において。子どもが食事を全て準備して、おやつを全て準備してということは、不可能に近いと思うんですね。子どもは家庭の中で与えられたものを、自分で選択するなりして接種する、運動する、生活習慣をつくり上げていくだと思いうんですね。なので子ども自体それぞれに努力せよというのは、難しいと思うんです。なので私は、今あえて子育て世代のお父さんたちが、今こういう状況にありますというのを、お話させていただいて、質問させていただいているんですが。

先ほど出ました、40代から保健指導が受けられますということだったんですけれど、その特定保健指導の対象年齢は適正なんでしょうか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 特定健康診査の対象年齢が40歳から74歳でございますが、それで指導が必要な方に対して、指導を行うということになっておりますので、現在のところ年齢を前倒しして行うといったことは考えておりません。

以上でございます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 はい。先ほどのことに関連してなんですけれども、健康かわたな21第3次のデータを分析すると、川棚町男性は中学を卒業して20年後働き盛りであり、子育て真っ最中の35歳から39歳では既に、県内でもっとも多く医療費が必要な生活習慣病になっていることがわかります。このことから40歳からの保健指導というのは遅いと思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 繰り返しになりますけども、40歳からの健康指導じゃなく、子どもの肥満についての通告でありますので、これにしたがって質疑をしていただきたいと思っております。

議 長 増山議員、今町長から提言がありましたけれども、①から⑦まで質問がありますので、それをもとにした質問に変えてさせていただければと思っておりますので。その辺をよく考えて質問をお願いします。増山議員。

2 番 増 山 それでは②に移ります。②のほうは、きめ細やかな取組がありますということだったので、次に進ませていただきます。

③について子どもの肥満の原因分析と改善についてなんですけれども、学校で肥満について学ぶという時間はありますか。

議 長 教育長。

教 育 長 特別、肥満について特化した取組ではなく、健康全体についての取組で指導があります。全ての学年で指導はされています。特に中学校では保健体育という教科がありますので、そこで指導はあります。小学校も体育などで指導して機会があります。以上です。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 一つを原因とかその分析とか改善をもとにするというのは様々なものがあると思うんですけども、一つ例を挙げさせていただくと、川棚中学校の給食の時間は15分しかなく、これは肥満を引き起こす大きな原因の一つである早食いに直結するものではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 **長** 教育長。

教 育 長 実は私は中学校の教員を長くしておりましたが、15分というのは食べる時間でありまして、準備はまた別にありますので15分もあれば中学校は大体食べきれます。早食いととは考えておりません。早食いはやはりもうちょっと短くなるし、量からしたら15分あれば大体中学生は可能ですし、それでも個人差がありますので、早い子遅い子おりますけども、全てが早食いに繋がるとは考えておりません。以上です。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 先日管理栄養士の方のヒアリングをさせていただいたんですが、中学生の昼食の時間15分はやはり短いという意見をいただきました。せめて20分あるべきではないかという話をいただいたので、是非考えていただきたいなと思います。

次④に移ります。令和5年度若年者健診の結果、青年期20歳から39歳の男性の肥満の割合が全体の3分の1を超えていることについて、これは子どもの肥満改善で絡むと思って質問をさせていただくんですが、子育て家庭の生活習慣を改善する取組を、統合してやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 増山議員の子育て世代の生活改善についての、統合して行うべきではないかとのことのご質問についてお答えいたします。

先ほどの5歳児健診のお話をさせていただきましたが、5歳児健診の中では、5歳児で肥満の子の食事の例の聞き取りの例でございますが、食事に偏りがある。肉中心で、野菜が少ない。食事後やお風呂上りに、お菓子やアイスを食べている。日常的にジュースを飲んでいる。こういったヒアリングの結果でございました。

これは、子どもの食事の例と言いながらも、家庭での食生活の例であるとも考えておりますので、この保健指導については親子あわせて指導しておるといったことでございますので、子どもに対しての指導だけではなく、家庭で見直しを求めるといった指導しておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。以上でございます。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 はい。その今おっしゃったように取組が行われているというのは認識しております。そして、栄養講話なども行われているのも認識しておりますが、そのような取組が、子どもや若い世代の町民が参加しやすい日時には開催されているのでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい、現在通常開催しておるのは、平日日中の時間帯でございます。

なお今川棚町では出前講座の講座メニューを見直しをしております。そちらの中で新たに、健康増進課としてのメニューの見直しをはかっているところでございます。

こちらは各地区団体からの要望に応じて、こちらから出向き講座を開くといった制度でございますので、こちらの制度の活用等今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 はい。子どもたちがお休みの期間、夏休み等に長期休みに、親子を対象とした栄養講話等の取組はできませんか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 教育委員会と協議をしまして、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 はい。⑤の質問に移ります。スポーツクラブ等と連携した親子で参加できる運動面からサポートする肥満解消や、生活習慣改善に特化したものはないというお答えだったんですけれども。この健康かわたな21に記されているデータをみると、取り組むべきじゃないかなと考えられるんですけどもいかがでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 増山議員のご質問にお答えいたします。こちらは教育委員会の分野になりますが、私のほうからちょっと回答をさせていただきたいと思っております。

毎年ここ数年でございますが、10月10日スポーツの日にはスポーツ推進員主催によるスポーツレクリエーション大会が毎年開催をされております。

その中で親子で参加して、いろいろ体力を測定したり、競技にチャレンジしたり、そういった取組が行われておりますので、ただこれが肥満に特化した取組ということではございませんが、こういった取組を通じて、健康増進あるいは肥満の改善への繋がっていくものではないかというふうに考えております。以上でございます。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 はい。では⑦に移ります。子どもと若い世代に対する総合的生活改善サポートの開始時期についてですが、健康かわたな21計画の計画期間は、令和6年度から12年間とされ、計画開始後5年、令和11年をめぐりに中間経過を行うとされています。

5年後の中間経過に向けて、本町は誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組を推進する方針にしたがい、本年度中に各機関と連携した未来を担う子どもたちのための総合的肥満対策を、直ちに実行すべきだと考えますが、町長いかがでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。先ほど壇上で答弁したとおり肥満に特化したものでなくて、子どもの健やかな健康維持のための取組をしておりますので、その中の一部に肥満が入ってくるものと考えておりますので、町といたしましては、子どもの健やかな育ち、健康状態に取り組んでいくことが肥満の対策にもつながっていくのと思っております。以上です。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 はい。健康かわたな21計画の様々なデータを踏まえ、治療が必要な生活習慣病の段階を迎えるかなり以前に、誤った生活習慣が身につけてしまうまえに、具体的には肥満傾向にある子どもと判断された時点での、生活習慣改善のサポートが行われるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。増山議員のご質問にお答えいたします。繰り返しになりますが、乳幼児期におきましては、5歳児健診の際にそのような取組をさせていただいております。以上でございます。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 はい。乳幼児期からいわゆる39歳までというちょうどすぽっと空いた年齢というのがあると思うんですけど。その時点、そのいわゆる健康かわたな21の中に入っている児童生徒の肥満というところが、すっぽり抜けてしまってるように思うんですけども。そこを是非サポートしていただきたいと思います。

子どもたちに頑張れというのは簡単ですけども、まずは教育が必要だと思います。肥満がどのような危険性があるのか、子どもたちの将来にとってどのようなリスクなのかというのをきちんと教えてあげるということは、町の責任だと思います。いかがでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。先ほどのご説明いたしました中で、5歳児健診の際に子どもに対してのみ指導をしているということではなく、その保護者世代への指導ももちろん、そちらの指導のほうが主になるわけですけど。そういった世代に対しての指導しているということで、ご理解のほういただきたいと思っております。学齢期につきましては、まず学校保健指導の取組が大事であると考えておりますので、まず学校のほうでしっかり行っていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 教育長。

教 育 長 私も壇上でお答えしましたが、学校におきましては学級担任が個別の教育相談をしております。そして、保護者及び児童生徒に要望があった場合には、養護教諭による生活指導など、きめ細やかな指導を行っておりますので、学校でも並行して行っておりますので、抜け落ちてるといったことはないと思います。以上です。

(13:34)

議 長 次に、辻清人議員。

6 番 辻 議席番号6番日本共産党の辻清人です。憲法を暮らしに生かし、住みよい川棚町にするため質問します。

石木ダム建設について、認知症対策について、コロナ後遺症の対策についての3項目を質問します。

まず、石木ダム建設について質問します。町民は石木ダム建設の行方に強い関心を持って見守っています。

石木ダムが、1960年代に針尾工業団地建設に水が必要ということで計画されてから、2024年現在まで約60年間、その必要性は石木ダム建設ありきで、いろいろな理由がつけられてきました。

もともと利水が目的の石木ダム建設ですが、県は、川棚川の治水も加えて多目的ダムとして国に申請しました。理由は、国の補助金を少しでも多く貰うためだと、地元の説明会で県は答えています。

佐世保に水が必要だと言われますが、逼迫した状態ではなく、川原の住民が納得できる理由も示されていません。佐世保の人口は、毎年2,000名も減り、水は近くの川棚川より大きな佐々川からとればいいのじゃないかとの意見もあります。

13世帯約50名の方々が暮らす自然豊かな土地は、川棚町の貴重な財産ではないでしょうか、これを水の底に沈めていいのでしょうか。地元川原で生活をされている方々は、1日として安心した暮らしはありません。これは、大変異常なことです。

町長は公約に、弱者にやさしいまちづくりを掲げています。住民に寄り添ってほんとに真剣に考えていただきたい。一度立ち止まって石木ダム建設考えてはどうか、以下の3点を尋ねます。

①町長は、2023年の6月定例会での答弁で、「本町におきましては、利水よりも治水の方が重要だと考えております。石木ダムが建設されることによっておおむね100年に一度程度の大雨には対処できると伺っております。」と話されました。洪水が起こる確率が山道橋を境に上流では、30年に一度、下流は、100年に一度。この区分けの根拠は何か、町長はどのように理解されているのか、お尋ねします。

②町長は、今年3月23日に川棚町公会堂で行われました、清流を守る未来を守る集会があったのはご存じですか。その集会でダムの専門の方が講演された話の内容は、豪雨の場合川棚町が溢れなくても、石木ダムのほうが先に満杯になって、川棚川へ放流となり危険が増しダムの効果が減少すると言われていました。

県の資料に記載されている、川棚川の洪水のピークと石木ダムの洪水のピークが同じ時間になるっていうのは、おかしいと指摘されました。石木ダムで、避難する時間が確保できるということにはならないのではないかと。

長は、この指摘どうお考えですか、お尋ねします。

洪水対策に石木ダムが役に立たないのであれば、造る意味はないのではないのでしょうか。治水にこだわった町長の考えはとても大事だと思います。しかし、石木ダムができることによって、洪水の被害が増すのでは、本末転倒ではないのでしょうか、町長の決断一つでまだ間に合うと思います。石木ダム工事中止を宣言してはどうか。

③川棚町に関係している工事は、たとえ県の工事であっても、工事の内容を把握していなければ、町としての責任を果たせないのではないのでしょうか。石木ダム建設工事の地質調査が今も行われています、130か所以上も調査しています。

地質調査の結果があんまり良くないのではないか、確固たる岩盤もなく、割れ目が多く、ダムの役割の保水ができないと適していないという話もあります。まともな工事ではなく、工事費用も掛かりすぎになるのではないか。費用が膨大に膨らむのではないかという心配する声も多くあります。

町として知らなかったでは済まされません。県に対し調査結果を開示して、町や町民に説明するよう要求する考えはありませんか、お尋ねします。

次に、認知症対策について質問します。近年認知症が問題になり、町内でも不安を抱えている方々もいらっしゃいます。対策と援助が必要ではないかと考えます。一人暮らしで、物忘れや鍋を何度も焦がしてた、探し物が多い、用事を忘れ、冷蔵庫の前で立ち往生しているなど。それから人の名前が出てこないとか、軽い方から深刻な方もいらっしゃいます。

認知症の人数は政府の推計では2025年には、約471万人に増え、65歳以上の5人に1人が認知症になると言われています。私も含め他人事ではありません。この認知症を加速させたのが、コロナ禍だと言われています。統計やデータが集約されるまで、まだ時間がかかると思われますが。

①認知症予防対策について、町としてどのような取組がなされているか、町内では何人くらいいらっしゃるのか、担当者の配置や予防対策その効果はどうかお尋ねします。

それから②住民の理解や認知症に特化したボランティア団体の活動促進が有効という結果もあります。予算を組み、事業として支援してはどうか、お尋ねします。

次に、コロナ後遺症対策について質問します。コロナ後遺症に苦しむ町民がいます。町内を回りましてお話をしますと、倦怠感や集中力・記憶力の減退、手足のしびれや体の不調などがあり、仕事を辞めざるをえなかったという方もいらっしゃいました。症状は一人一人違います。後遺症が無い方もいますし、自覚されていない方もいます。町として、コロナ後遺症の調査や対策をどのように考えているかお尋ねます。以上壇上での質問を終わります。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 辻議員から3項目についてのご質問をいただいておりますので、順にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の「石木ダムについて」のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問ですが、「この区分けの根拠はなにか、どのように理解されているのか」とのお尋ねですが、川棚川水系河川整備計画によりますと、「川棚川は、想定氾濫区域内における人口・資産の状況、県内のバランス及び昭和23年9月や昭和31年8月、昭和42年7月等の水害を考慮し、川棚川水系河川整備基本方針においておおむね100年に1回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図ることとしております。整備計画では、優先的に石木川合流点下流をおおむね100年に1回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点上流においては、おおむね30年に1回発生する降雨による流量の安全な流下を図ります。」と記載されておりますので、そのように理解をしております。

次に、2番目のご質問ですが、この集会については、案内がありましたので知っております。講演につきましては、それぞれの先生方が持論を述べられるわけでありまして、専門の先生方も、ダム不要論とか、あるいはダム必要論とか、いろんな考え方を持った先生がいらっしゃいます。そして、その講演を聞いた方々が判断されることだと思っております。

しかし、近年は、台風の大型化や線状降水帯などによる大雨が日本各地で発生しており、人命が奪われるという事実も少なくありません。そのようなことを、何とか理解していただきたいと思っております。

次に、3番目のご質問ですが、県が地質調査をされているようですが、数が多いということで問題があるとは考えておりません。問題があると判断すれば、要求することも考えられますが、現在のところ問題があるとは考えて

おらず、調査結果を開示するよう要求する考えはありません。

次に、2項目目の「認知症について」、お答えいたします。

①「認知症の予防対策について」のご質問ですが、長寿支援課地域包括支援系の社会福祉士を中心として、予防対策を実施しておりますが、これからの超高齢化社会では、これまで以上に認知症の方が増加することは言うまでもなく、地域社会の皆さまの力が必要となるものと考えております。認知症予防として重要とされているのは、生活習慣病の予防と治療はもとより、栄養バランスのとれた食生活、適度な運動習慣、地域の方々との交流など社会参加でございます。

本町では、地域包括支援係において、各種介護予防事業に取り組んでおりますが、広く地域に普及しているのが、地域住民主体による「通いの場」であり、百歳体操を主な内容として、週に1回、地区の公民館等に集い、高齢者の憩いの場となっております。この「憩い（正：通い）の場」は、平成30年度から取組みを開始し、現在では町内の30か所で行われております。

本町の支援といたしましては、各「通いの場」へは、年間を通して講師を派遣し、体力測定・結果報告、栄養講話、口腔講話、認知症講話等の出前講座を実施しており、講座の内容に合わせて理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、保健師等の専門スタッフを派遣し、介護予防・認知症予防に取組みが充実したものとなるよう、支援をしています。

そのほか、認知症対策総合支援事業として、認知症カフェ「よらんねカフェ」を行っております。この事業では、社会福祉士や生活支援コーディネーター等が関わりをもち、認知症の方や在宅で認知症等介護に携わっている家族と認知症サポーター等が集い語り合い、参加者の交流と適切な介護知識や情報交換等を行う居場所として、在宅での介護生活を支援することを目的としています。この「よらんねカフェ」は、毎月第4木曜日の午後から約2時間程度、城山の「いいあそびばみんなでワハハ」で行っております。

なお、これらの事業展開により、高齢者と高齢化率は年々増加しているものの、介護保険認定率は、令和2年3月の16.9パーセントから令和6年3月では15.1パーセントへ低下している状況であり、元気な高齢者が増加していることが示すように、認知症を含めた介護予防への取組効果があるものと考えております。また、認知症カフェの実施により、認知症の方同士

が交流を深め、介護や医療についての情報交換ができるため、認知症の方や家族にとっても有意義な時間となり、地域住民と顔見知りになることで、本人や介護者の孤立を防げるというメリットがあるところであります。

次に、②のご質問にお答えいたします。議員のご質問の要旨のとおり、認知症に対する地域住民の理解やボランティア団体による支援は、認知症を患う方やその家族の皆様にとって最も大切な支援であると認識しております。このため、本町では、地域住民へ認知症の理解啓発を進め、また、地域で認知症を正しく理解し、地域で見守る応援者を確保するため、地域包括支援係が講座を主催し、認知症サポーターの養成に取り組んでおります。去年は、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の基礎知識から、より実践的に理解を深める内容までの講座を実施したところであります。その主な受講者は、現在、介護予防事業に対して積極的にご支援をいただいている、介護予防・助け合いサポーターの皆様であり、認知症サポーターの養成を併せて行い、現在、51名の皆さまが、介護予防と認知症予防に関する理解のもとに、地域の「通いの場」や町の介護予防事業にボランティアとして参画し活動をされておられます。また、国では認知症サポーターがチームを組み、認知症の人やその人の家族の生活面の支援を早期の段階から行う「チームオレンジ」と呼ばれる施策を推進しており、本町でもこの「チームオレンジ」の取組を進めるためには、地域に多くの認知症サポーターを必要とすることから、認知症サポーターの養成に注力をする必要がございます。

辻議員からは「住民の理解や認知症に特化したボランティア団体の活動促進が有効という結果もあり、予算を組み、事業として支援してはどうか。」とのご質問ですが、現状では、「チームオレンジ」を推進するための活動の一役を担う、主体的に自立活動を行うボランティア団体は存在しないことから、今後、認知症サポーターの養成とボランティア団体の養成に努めていくことで、予算事業として取組を進めていくことで考えているところでございます。

次に、3項目目の「コロナ後遺症について」のご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の治療や療養が終了した後に感染症は消失したにも関わらず、ほかに明らかな原因がなく、倦怠感、息切れ、思考力や記

憶への影響などの症状が長引く方がおられます。このような罹患後症状、いわゆる後遺症が長引く実態は未だ不明な点が多く、社会的不安や理解の欠如を引き起こす一因ともなっているようでございます。長引く主な症状といたしましては、疲労感や倦怠感、息苦しさ、筋力低下、睡眠障害、思考力や集中力の低下、脱毛が報告されており、感染症治療による退院時までこれらの症状が出現した患者の3割以上で診断6か月後にもこれらの症状が認められているようでございます。長引く症状が1つでも存在すると、健康に関連した生活の質が低下し、不安や抑うつ及び新型コロナウイルスに対する恐怖心が強まり、睡眠障害を自覚する傾向が強まることも報告されております。このため、長崎県では、県医師会協力の下、新型コロナウイルス罹患後症状の症状が疑われる場合、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関などで対応できる体制を整備していますので、ご相談をしていただきたいと思います。また、かかりつけ医等において対応が困難な場合には、二次医療機関の紹介先として、地域医療支援病院の協力の下、県下16か所の医療機関で対応いただくよう整備されております。更に専門性の高い三次医療機関につきましては、関連診療科へ紹介できるように整備されております。町といたしましては、ご質問にありますような新型コロナウイルス感染症の罹患後の症状にお悩みの場合は、長崎県が示しています枠組みに沿って、まずはご自身でかかりつけ医を受診していただきたいと思いますと考えておりますので、町独自に調査や対策を行う考えはございません。以上、私からの答弁といたします。

議 長 辻議員。

6 **番** **辻** 石木ダム質問でですね。100年に一度下流については100年に一度、上流は30年に一度、橋です。よう分けるってというのがどうもよく分からないんですよね。どうせなら上流も下流も100年に一度にしたらいかがでしょうか。どうですか。

議 長 町長。

町 長 辻議員からの橋と言われますけども、あくまで境と言いますか。考え方としては、石木川合流地点でございまして、ご理解のほうお願いいたします。辻議員の質問に対しましては、石木ダムが建設されることによっておおむね100年程度の大雨には対応できるというふうに伺っております。また先ほどから言われるように当面下流区域は100年に一度、上流域

は30年に一度としつつも将来的には全て1/100で整備していることと、お聞きしておりますので、将来的にはそのようになると理解をしているところでございます。

議 _____ **長** 辻議員。

6 **番** **辻** 石木ダムの②でですね、質問しましたけど、石木ダムで避難する時間が確保できないと。町長はこうこれはどんなふうと考えてらっしゃるんでしょうか。石木ダムができれば、そのたまる水の時間が確保できるから逃げられるというふうなお考えなんですか。しかし、講演の中ではですね、石木ダムのほうが先に満杯になって、川棚川が満杯ならなくてですね。そいけんダムのほうが先に放流するわけですよ。そいけん、避難する時間が取れないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。辻議員の質問にお答えいたします。やはりこの今現在線状降水帯におきまして雨の降り方が局地的に変わることがございます。やはり本町のこの石木ダム下流域におきましてやはり雨の降り方によるものではないかと思っております。先ほどダムが満杯になって放流じゃなくて流れてくるわけですが、これがダムが先に来るという認識は私のほうは持っておりません。

それによりまして避難に要する時間は確保できるものと理解をしております。川棚町のハザードマップで指名されておりますように洪水被害が想定されますので、まずは命を守る行動をとっていただきたいと思っております。

議 _____ **長** 辻議員。

6 **番** **辻** 町長のお考えはですね、大事だと思いますけども、地形的にみてですね石木ダムを造られるところのまわりをみていただければ分かるんですが、急峻な山がこう取り囲んでるわけですよ。そして川棚川は広く、波佐見まで広い範囲なんですけども、降り方が集中しても急峻な場合やけん、石木ダムの造る場所は降ればですね、ドーっと一瞬同じところに集中するわけですよ。そいけん当然石木ダムのほうが早いんですよ。満杯になるのが。それが流れてくるわけですからね。川棚川がこうまだまだ満杯じゃなくても、ダムのほうこう満杯だという、こういう発想っていうか考えは持てな

いんでしょうか。どうですか。

議 長 町長。

町 長 はい。ちょっと私もそこまで専門家でございませんけども、まず全体的に雨が降った場合と仮定しますと、石木ダムは波佐見から流れてくる間は石木ダムはずっと貯まっていく。いきますよね。例えばそういう局的に降った場合、石木川上流に、極度に降った場合は石木ダムのほうは大きくなるかもしれませんが、その場合、波佐見のほうがそんなに降ってないかもしれない。あくまでこれ想定でございますので、県によりますと、石木ダムの建設によりましておおむね100年に一度の大雨には対応できるというふうに伺っておりますので、私もそのように理解をしているところでございます。

議 長 辻議員。

6 番 辻 町長は100年に一度に固執されていますが、次③に移ります。130か所以上もですね。地質調査をされているというのはご存知だと思っておりますけども。

これは確固たる。なんていうかな、建設する根拠はないんじゃないかなと私は思うんですよ。地質がものすごく悪くて保水ができないと。そいけん、ミルク注入っていうか、コンクリート入れてその割れ目を塞いでこう、ところが地下ですからね、どうがんふうになっているか分からないんですよ。誰も見えんけんですね。そいけん、そういう点ではきちっとしたデータを持ってると思うんですよ。でそれを開示していただいて町民や町はもちろんですけども。説明するように本当求めたらいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 ダム建設に関わりませず、道路建設においてもボーリング調査とは各地域で行われているところでございます。辻議員がおっしゃる石木ダムに地域におきまして、130か所以上のボーリング調査が行われているということでもありますけども、この一般的に判断しますとこのそういう地質調査を行えば行うほど判断材料が増えることになりまして、設計の精度を高めることができることからこの地質調査が有効な方法と考えているところでございます。

で特段先ほど登壇で答弁したとおり、問題があるとは現在思っております

るので、そのような要求をする予定は今のところございません。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 しかし、やっぱり町民の方々が心配されているわけですね。本当に石木ダムができて、まともなダムになるっちゃろうか、とかですね。水は本当に貯まるっちゃろうかとかですよ、そういう点でやっぱこう県に対して、説明してもらおうと、いうことが必要ではないかと思うんですけど。いかがですか。本当に必要ないと思いますか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。辻議員がおっしゃるような意見が私の耳にはまだ届いておりませんので、そういう意見が町民の大多数とは言いませんけども、一部からそういう声が私のところに届きましたら、そういう旨県のほうにはお伝えしていきたいと思っております。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 私は議員ですから、皆さんの声を聞いてから町長にお話をしているわけですね。だから自分がほかの人から聞かなかったからではなくて、私の意見もやっぱこう県に伝えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。辻議員の周りの方からそう言われているのであれば、そういう意見もあるかと思っておりますけども、なかなか私のところに伝わってきておりませんので、ぜひ辻議員のほうからそういう方たちとなんかそういう方たちの意見をまとめて、来ていただければ対応できるかと思っております。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 平行線ですので、次に移ります。認知症対策について質問します。お聞きしたのは、どんな取組をされているかは大体わかりました。町内では何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。それから担当者の配置や担当者が何人いて、その効果っていうか、どんな効果があがってるかをお聞きしたいんですけども。

議 **長** 町長。

町 **長** すみません、何人と言うのが通告でございましたので、担当課で把握しているようであれば答弁をお願いいたします。答弁させま

す。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 認知症の方が何人ぐらいいらっしゃるかということで、お尋ね、でございますけれども、はっきりした詳細はわかりません。ただこちらのほうで把握できる数値としましては、介護認定の調査、この中で認知の状況という項目もございますので、こういった中で、把握できてる数ということになりますと、今現在5月末で65歳以上の人口が約4,600人。その中で、介護認定を受ける方ですね。これが5月末で658人いらっしゃいますけれども、その中で、約11パーセント程度ですね。510人程度がですね、認知症についての症状の段階的な状況もございまして、比較的まだ初期の状況の方からけっこう介護者がですね。やはり見守りを十分必要とするような場合もありますけれども、こういった方が必要な状況ということでいいますと、510人という状況です。そのほか認定を受けてなくても一定程度ですね、やはり認知症を疑われるような状況の方もいらっしゃるというような状況のことは耳にしている状況でございます。以上です。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほど壇上で、答弁したところに訂正ございましたので、辻議員のほうに訂正させていただきます。よらんねカフェのところで、城山の私、「いいあそびば」と「ワハハ」と言ったんですけども、「E-bassy みんなでワハハ」でございましたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議 長 辻議員。

6番 辻 今説明がおっしゃられた「ワハハ」ではですね、2家族がですね、利用されてですね。交流されているということを担当者の方からお聞きしております。それから、嬉野市ではですね、認知症サポーター地域づくり推進事業としてですね。予算が236万円の予算を組んで、認知症高齢者を救える体制を充実強化させることを目的に事業を展開しているんですよ。川棚町にも、これを設置してはどうかと、思います。サポーターを51人つくっていらっしゃるんですけど、そういう方々が活動しやすい事業をですね、つくられてはどうかと思います。いかがでしょうか。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。お答えいたします。ただいま嬉野市の事例を申し上げられましたが、本町でも、全くサポート的なものがないというわけではございません、地域においては「通いの場」ということですね、100歳体操を目的としてですね、そして地域の皆様が交流するという場所として、町内30か所でこのような事業が行われております。その場面にはですね、介護予防サポーターでですね、そして認知症のサポーターと、介護予防認知症予防、こういったものをこういった理解の下にですね活動をしていらっしゃるサポーターの皆さまに支援をいただいているところでございます。そういったところにはサポート的なところで、事業に加わっていただいておりますけれども、事業としては町のほうからは、専門職を配置したりですね、派遣していろんなその場面に応じた取組をしていくための専門職をですね配置をしております。そして今後やはりこういったサポーターをもっと増やしてですね、専門的に取り組めるような状況をつくりあげていくためにも、一定のサポーターを今後ますます増やしていく必要があるかと思っておりますので町長答弁の中にもありましたように、サポーターを増やしていくこういった予算事業をですね取り組んでいきたいということで考えておるところでございます。以上です。

議 長 辻議員。

6 番 辻 次に、コロナ後遺症対策について質問します。いろんな症状が出るんですけどこれはなんかこう。アンケートとかなんとかは考えていらっしゃるんでしょいか。

議 長 町長。

町 長 はい。アンケート等は考えておりません。あくまでコロナの後遺症に自覚症状がある方は最寄りのかかりつけ医またはそういう体制を県のほうで作っておりますので、そこをまず受診をしていただくということが肝心かと思っておりますので、辻議員の言われるそういう方がいらっしゃいましたら、まずはかかりつけ医のほうに相談していただきたいと思っておりますのでございます。以上です。

議 長 辻議員。

6 番 辻 コロナ後遺症についてですね、国会ではですね、日本共産党の吉良よし子議員や倉林明子議員がですね、参議院決算委員会で質問してるん

ですね。新型コロナウイルス感染症の後遺症をめぐり厚生労働省はどのような取組をしているのか、ということですね、そしたら新型コロナ感染症のですね、罹患後の症状に対する障害認定をですね、取り扱うということその厚生労働省が言うところのわけですね。事務連絡を出してる。身体障害者の認定を適切な行うよう自治体と日本医師会に求めている。事務連絡が4月12日付けです。町に対して、この通達が来てますか。それを確認したいんですが。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 通達が来ているか来てないかっていうのは担当課のほうでちょっと確認させていただきましても、先ほどから繰り返しになりますけれども、辻議員のまわりでそのような症状で苦しんでおられる方がいらっしゃるのであれば、まずはかかりつけ医のほうに相談をしていただくように進めていただければと思っているところでございます。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。辻議員からのご質問にお答えいたします。通達の、があったのかなかったのか、有無につきまして今確認ができません。以上でございます。

議 _____ **長** 辻議員。

6 番 辻 町長が言われるのは、個人でなんかそがん症状があったらかかりつけ医に行けということだと思っんですよね。そうではなくて行政がそういう相談の窓口になって対応してかどうかとそういうこう優しい町制のほうでなんかいんじゃないかと思っんですけれど、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。相談があれば受付はいたします。あとはそこで専門の保健師とかいらっしゃいますので、でそこから医師につなげるということ可能ですので、ぜひ辻議員のほうにお知り合いの方がいらっしゃいましたら、行政でも構いませんが、まずは医療機関を訪ねて行かれるほうが近道かなと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 辻議員。

6 番 辻 以上で質問を終わります。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 1 4)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、炭谷猛議員。

5 番 炭 谷 通告番号6番、議席番号5番、炭谷猛です。壇上における質問を始めさせていただきたいと思います。

質問事項、川棚町民のための本当の災害防止・治水対策とはということのことです。川棚川下流域住民の生命、財産、生活を守ることが町長の責務であると思います。洪水発生時に、川棚川本流・内水氾濫災害を含めた水害から守るために、3月23日に行われた「清流をまもる未来をまもる集会」の講演会に参加し、川棚町民のため本当の災害防止・治水対策について考えておりましたこと、そこで石木ダム建設予定地の川棚町長に、以下の項目について質問をいたします。

①ダムは人間が造った有限の器なので、無限ではない。想定しているときに限ってダムが効果を発揮するというときがある。しかし、それ以上の降雨になってくると、ダムがあっても危険ということになる。この想定外の雨量があったときに下流域川棚町民をどうやって守れるのか尋ねる。

②河川整備計画では、石木川の合流地点から下流は100年に一度の大雨に対応できる整備をし、上流は30年に一度の大雨に対応できる整備をするという県は言っておりますが、いつ河川整備がされるのか、今のところ全く行われるような状況にないというふうに見ております。100年に一度の大雨がくれば合流地点より上流は溢れており、下流へは全降水量が流れてくるといふことはない。このような原則が考えられるわけですが、このことをどう考えておられるのか。

③この治水計画はあまりにも杜撰である。雨量観測も流量観測もやっていないことが分かりました。そのことによって実際の雨量と流量による検証がされていない。まったくこれは絵に描いた餅であり、県は雨量観測も流量観測もせずに石木ダムを建設中であるというふうに判断をしております。町長はこの下流域の住民を守れるのか。石木ダムをこのまま進めていくのかということがを尋ねたい。

④川棚町は県にダムを造ってくれと言ったことは現在までに一度もないということを聞いておりますが、50年間できなくても、現在の状況で不安ば

かりの材料があるっていうふうに思っております。町長は現段階で、石木ダム建設の受け入れについて県に対し、どのようなかたちで返答をしているのか。その方法（文書・口頭等）の問題は。また、現在の状況を鑑み、石木ダム建設についての再点検・再検討を行う考えはないか。

以上が登壇においての質問の内容でございます。あとは席において質問等したいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 炭谷議員から「川棚町民のための本当の災害防止・治水対策とは」とのご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず、1番目のご質問にお答えいたします。令和5年3月定例会におきまして、炭谷議員から「想定外の降雨の場合」についてご質問をいただき、答弁させていただきます。再度お答えさせていただきます。

「最近では線状降水帯が発生して、計画雨量を超える大雨も想定されます。この場合、非常用洪水吐から流出することも考えられますが。万が一、計画規模を超えるような大雨が降った場合にも、洪水を調節することで、ピーク時間を遅らせることにより避難に要する時間を稼ぐことができると考えております。このような計画規模を超える大雨の場合は、川棚川洪水ハザードマップで示されているように、浸水被害が想定されますので、命を守る行動が非常に大切であります。町においては災害対策本部が立ち上がり、避難所も開設されますので、避難をしていただくことが大切だと思っております。」

次に、2番目のご質問にお答えいたします。川棚川水系河川整備計画において、「整備計画では、優先的に石木川合流点下流をおおむね100年に1回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点上流においては、おおむね30年に1回発生する降雨による流量の安定流下を図る。」とあります。そして、「治水対策としては、昭和31年8月豪雨を契機に、昭和33年より河川改修事業で河口から波佐見町館橋（たちばし）の間の築堤や掘削等に着手するとともに、昭和42年7月洪水を契機といたしまして、昭和43年から野々川ダムの建設に着手してきたところであります。近年では、平成2年7月洪水を受け、波佐見町館橋上流区間において、河川災害復旧事業により河川改修を行っております。しかしながら、こ

れまでいろんな治水対策に取り組んでまいりましたが、近年の降雨状況や過去の被害実態に対し、氾濫区域内の資産等を守るための十分な治水対策が図られたとはいえ、今後、更に治水安全度の向上を図る必要があります。」と記載されております。

近年では城山公園下の岩が掘削され、また河床も浚渫されており、石木ダムが完成することで、おおむね100年に1回発生する規模の降雨による流量の、安全な流下を図ることが可能になる、とのことでもあります。そして、このような大雨の場合は命を守る行動が非常に大切であると思っております。先ほども答弁とおり、避難をしていただくことが大切だと考えております。

次に、3番目のご質問にお答えいたします。「町長は下流域の住民を守れるのか」とのお尋ねですが、先ほどからお答えしているとおり、避難をしていただくことが大切だと考えております。そして「石木ダムを今のまま進めるのか」とのお尋ねですが、川棚町は過去に、死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水など甚大な被害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保することは、行政の責務であります。そこで、河川管理者である長崎県が、石木ダム建設が一番効果的で有益性があるとして、石木ダム建設事業に取り組んでいただいているところであります。現在長崎県においては再評価の手続きをされておられます、このようなことから、町は判断する立場にございません。

次に、4番目のご質問にお答えします。「50年間できなくても、現在の状況で不安ばかりである」とのことでもあります。全くそのとおりでございます。その不安を取り除くためには県は川棚川水系河川整備計画を立て、治水対策に取り組んでおられます。石木ダム建設事業を進められているところでございます。近年は、台風の大型化や線状降水帯などによる大雨が日本各地で発生しており、人命が奪われるという事案も少なくありません。そのようなことを、何とかご理解していただきたいと思っております。私としましては、「水源地域住民の理解なくして事業の進展はなく、水源地域の住民との話し合いによる早期解決を願っている」ことから、「石木ダム建設の話し合いによる早期解決と地域振興策の要望について」を知事へ提出させていただいております。特に、川原地区にお住いの13世帯の皆様と、知事との話

し合いにより解決することを願っております。「また、現在の状況を鑑み、再点検を行う考えはないか。」とのお尋ねですが、県においても石木ダム建設事業の再評価が行われると理解しております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 喫緊の重要な課題であるというふうなことを言われましたが、その内容、どういうことが喫緊の中に内容があるのかということをもう少しかみ砕いて説明をお願いすることができませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 本町におきましては、過去に死傷者や住宅倒壊・床上床下浸水などの甚大な被害を経験しているところでございます。下流域の皆さまの安心安全を守るためには守るために、石木ダムの建設が今県において進められているところでございます。日本全国を見てみますと、毎年どこかで特別警報級の大雨が降っておりまして、人命・財産等が奪われる事案が発生しております。いつ川棚町にそのような災害が来るかもわかりませんので、そこは喫緊の課題として捉えているところでございます。以上です。

議 _____ **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 喫緊ということは、かなり急ぐというふうに急いでいるっていうにも、意味を含むと思いますけども。急がなければならないっていうことをしたわりには、50年間ダムが進捗ができていない。

私のほうでは、去年県のほうが発表したダムの進捗、金銭的な進捗度というところがあるし、これでよりますと、50年かかってもできていないところがあるないっていうのがちょっと別の問題として、285億の中の195.5億、予算の69パーセントを消費しているわけですね。するとそのこれは全体のことですけども、1つ、50年間に渡って、ダムを造って推進している割には、项目的に申し上げますが、測量設計費というのが30億7,800万あるんですね。その進捗率をすると実に1.6倍も使ってしまったんですよ。金銭的な進捗率は平均で69パーセント。この測量設計費っていうのだけ突出してるっていうことがあります。この期限が2023年の10月16日出てますから、22年度まででこの進捗なんですね。もちろん現状で工事の進捗具合については発表はありませんが、我々が見たと

ころ、堰堤に手はつけているっていったものの、堰堤の建設作業には入られる状態ではない。そこで地質の問題があって、まだダム堰堤部を造るっていったところのボーリング調査をやってるわけですよ、今、そのことについては喫緊だという割には、50年間、がまだとてもじゃないけど。予算は使いつつ進捗状態は2割か3割か。移転費用はほぼ予算消化にあるわけですけども、この測量設計費っていうのにすでに30億7,000,8,000万が、言いましたように49.4億使っている。このアンバランスな状態というのは、地質に問題があると言ったひとは49年の報告あたりも、そのときわかっていた地質ができていなかったということも最近出てきますし、私がそういうように、喫緊だ喫緊だと前町長もよう言っておりました。喫緊のわりには50年間なくても済んだという結果、そこらへんは町としては、県からの依頼に応じてしたっていうようなことではあるようですが、頼まれた町長のほうに町に対しては、迷惑はかけないからというダムがいうふうな情報があったというふうに思っているんですけど。いつもって喫緊喫緊って言うだけで進捗がないというのは、なんだかの問題があるか。そういったこともあると思いますけど、川棚町長はどういうふうにそこらへんをこの予算消化、進捗状況考えながら思われますか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。喫緊の対策というのは本町における治水対策が喫緊の課題と考えております。でその対策の中で、県が石木ダムの事業を進められているところでございます。先ほど費用の面で炭谷議員のほうから言われましたけども、この費用に関しましては、今現在県のほうで再評価の事業が進められていると聞いておりますので、そこで再度再評価があるのではないかと考えております。この事業がなかなか進まないというのは、やはり知事と地元的地権者、地元に住んでおられる方たちとのまだ理解が得られていない状況で反対が続いているということで、遅れているものと理解をしているところでございます。

議 _____ **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 その治水対策のことが遅れているということが認められるわけですよ。喫緊で喫緊だと言って割には。で去年の、私が12月に質問をした際のことでも先ほどあったようですけども、そのときには町長の答弁

は、事業主体である県に確認したところ脆弱部について、ダムの下層付近で基礎処理工についてはこれまで反対が行われていることが着手できていませんという返事が来たですよね、川棚町で、私の答弁について。そのときに、県議会の中で、共産党の堀江ひとみ議員の質問については、県の議会では、この同じような質問を私と同じようなことがたまたまされてるんですよね。流水箇所や透水箇所が見受けられたとあるが、この地質問題が長引き費用が膨らんでいるのではないかという質問に対して、土木部長は地元で反対者が邪魔してくるからできていませんとは言っていないんですよね。どういったか。ダムに水を貯めると水圧がかかります。地盤に地質が入っていると水圧でそこを水が抜けていく危険性があるので、その基礎処理工を今後していく必要があります。その範囲をどのくらい対策をしなければいけないのか、それがまだつかめておりません。のでそれをつかむための地質調査を進めているところです、とこの答弁の違い。なんか違うというふうにそういう町長にも感じませんか。

議 _____ **長** 炭谷議員、このその質問は1から4までのどの部分にあたるんですか。

5 番 炭 谷 いいですか。先ほど地質ついて遅れているというようなこともありましたし、地質についてはこういう答弁があったということですから、その関連というふうに捉えて私の質問をしております。

議 _____ **長** 町長答弁されますか。

町 _____ **長** 先ほど炭谷議員が言われたらちょっと答弁のほうはちょっと記憶がよくできていないところなんですけども、先ほど県議会で答弁された内容については、私のほうはそこは把握しておりませんので、答弁しかねるところでございます。

議 _____ **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 関連です。その一番地質の決定的なところが県議会のほうでと言われたということで、非常に私は興味を持ってみたんですけども、そのどのくらいの対策をしなければいけないかそれがまだつかめておりません。

それをつかむための地質調査を進めているところというのが、今右岸の堰堤を造る部分の始点では間違いはなかとですよね。私も見る限り多分町長も知っておられると思いますけども、だから右岸工事着手をするっていうふう

な話があったわけですが、業者のほうから聞いたことがあったんですけども、しかし、それをどのようにするかがまだできてない、そのための調査をしているっていうことは、本当ならば設計の段階でボーリング調査をしないと工期が立てられない。どのくらいの堰堤を造ればいいのか。よくそういうことがボーリングが当時昭和49年に悪いとわかっていてできていないのに、堰堤の図面がはっきり言えば私は思うんですよね。この間そのことも講演会の中で、指摘した学者がいました。それは学者もいろんな考えあるかもしれないんですけども。

もともとそこに何かを造ろうというときにはボーリング調査をしてから、工事あるいは特に重量物を作るとか高いアンテナを造るとかいった作業の中には必ず事前調査をしますし、それをしないでやって、よくダムが計画をできたなというふうに私は判断しますという声をこの間聞きました。しかし、それはまんざらでもなくて私は本当やろうと思ってるんですよ。この土木部長の答弁であるように。聞いてないということが県からのこの報告というのは、未だかつてあったということはないっていうことに理解してよろしいですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先ほど炭谷議員のほうから12月定例会の部分で質問だったところがございます。その当時先ほど炭谷議員が言われたように、事業主体である県に確認しましたところ、脆弱部についてはダムの下層付近で基礎処理工につきましては、これまで反対運動が行われていることから着手できませんっていうことでありましたということで、答弁をさせていただいているところがございます。

先ほど炭谷議員から言われるように、設計とか、そういうルールのところは私も情報をいただいているところなんですけど、今ボーリング調査を辻議員からありましたように、130か所程度されているということでございます。やはりそれ岩盤、見えないところで地盤の中がどうなっているかというところを調査しているところだと思っております。私も岩盤が弱くて、セメントミルクを注入することによりその漏水と言いましようか、水が流れていかないという対策の工法あるというふうに聞いておりますので、今その調査をしているのではないかと推察をするところがございます。

議 長 炭谷議員。

5 番 炭 谷 再度質問をいたします。そのそもそも川棚町は治水も利水も関係ないけど、川棚町長にお願いするというのは、なんとその昭和49年にあったダム建設の依頼のときから始まるというふうに思うんですけども。だからその当時の久保知事は迷惑はかけないから、とにかく水を確保したいから造らせてくれろということが石木ダムの発端かというふうに思ってるわけですけども。

それは川棚町が調査を受け入れているっていうのに対して報告があってないっていうことならば、川棚町に川棚町長愚弄されとっちゃなかろうかって、こんなこと言いたくありませんが、本来であるならば、どうなってるんだということは、推測今推測と言われましたけども、それをきちっとどうなっとるんだっていうことでしないと、造ってしまっただけからの問題でなかったら大変なことになると私思うとですよ。

先ほどから言われて喫緊の問題であるということで、治水対策をしてもらわないといけないというふうなことの根底に関わる問題だというふうに私は思うわけですよ。そういった中で、ぜひこれは川棚町は結局、町長としては、住民が財産を守る立場にあるということを今日の議題の1番表題にあげておりますけども、そのことはわかっておられると思いますけども、必ず聞いてみるべきじゃないですか、聞いてみますか、今後遅くなっても、やっぱりこういうことは聞かないと、川棚町の町民が安心できないというふうに私は思うんですが、確認をすとか聞いてみるとか。それは最低限必要じゃないでしょうか。どちらになさいますか。

議 長 町長。

町 長 先ほど答弁しておりますとおり、本町におきましては、治水対策は必要だと考えているところでございます。繰り返しになりますけども、そういう現在地質調査等を行われており、おられるところでございますけれども、そこでやはり問題があると判断した場合は、そこら辺の資料なり調査内容なりを詳細に徴収したいと考えているところでございます。しかしながら今現在のところそのボーリング調査について問題があるとは考えておりませんので、今のところそういう県のほうに説明を求めることは考えておりません。以上でございます。

議 長 炭谷議員。

5 番 炭 谷 こんなくどくは言いたくないんですけども、しかし、川棚町長として石木ダムの建設を受け入れている立場であれば、そんなに黙っているわけじゃないと、おられるわけではないというふうに私は思うんですけども。もちろんその中で、この土木部長の答弁のように、その範囲をどのくらい対策をしなければいけないのかということはまだ土木部長、県の河川課がわかっている、いないようなところも伺えがしますよ、確かに。それが必要と考えれば聞く、その程度の問題ではしかし、このまま堰堤できたら大変なことになっちゃなかですか。

先ほどから言われているように、降水線状帯ですか、そういったふうな気象変動もありますし、なおさら想定外のことが想定しないといけない、そういう自体になってきたと思うし、進めるつもりで町長が言われるならばそこはいい加減なことはできないし、きちっとした態度を表明を聞くっていうことができるのはやっぱり町長しかいないわけでしょ。それをもう少し考えてもらいたいというふうに思います。

そして次にいかさせていただきます。その町長から先ほど出ました線状降水帯があるから、なおさらダムは造らなければならないというような表明が答弁の中にあっただけですけども、その件に関して。石木ダムの建設の予定では今のところ治水能力は195万トンです。これ県のに書いてありますし、それで9,200平方メートル降雨面積ですると50数時間で満杯になるような格好です。しかし、線状降帯がありますと、常に雨が降ったり、止んだり降ったり、止んだりこれが継続していくのが線状降水帯と思いますし、今線状降帯の降水帯の発生予測が確かに県のほうに任せられたといえますか、そういった地方ごとに出るような予報システムになっているようですけども。これでいきますと、その先ほどから言っている100年の一度の雨が仮に降ったとしても、もうすでに線状降水帯が川棚川の上流に虚空蔵山系の波佐見川といえますかそういったところの中で、何十時間がとどまった場合を想定すると、それは100年に一遍の雨が波佐見に降る、降らないということはほしようできないし、降る可能性のほが高いんじゃないかというふうな私も試してみるんですよね。そのときに先ほどから河川整備をするっていつてますが、それはしたあげくのことで、昭和49年以来根本的な改修は

波佐見川もなされておられませんし、23水の後に、この川が造られたようですね。

そういった中で、一番怖いのは、流れて下ってくれないと波佐見としては困るです。しかし、これでいきますと、県のほうは100年の一度の雨が波佐見に降った場合は、川棚までが流れずに波佐見町内の中で、氾濫を起こすという考え方十分ですよ。それで逆に川棚で雨が虚空蔵山から流れてきた場合には、そいは1/100で下流域になってますから下流域っていいですか石木ダムから流れてくることはあると思うんですけども、そこで質問ですけども、この河川改修はするっていうふうに先ほど町長も答弁の中でありましたが、一向にするもようじゃないですよ。それよりもっとは県は一生懸命ダムのほうにかかっている。実は私は波佐見のほうにのぼるときによく見るんですが、波佐見の河川改修が石垣を伴った河川の下層部床の部分の改修後、10年ぐらい前からやってますけども、それから柳の木がものすごく大きくなってきている。柳の木が流水のための障害になりやせんのかなあというような感じをちょっと上流のほうで受けますし、実は岡山県真備町で支流のほうで氾濫したということがありましたし、要するに立ち木が河川の中に生えているので、流れ込むことができなかったという結果があった事例があつとですけど。もちろん波佐見川は私どもが元国交省の先生の中で、治水はやはりダムを造るのではなくて、堤防強化と河川の川ざらえこの2つに尽きるというようなことを言われたことはありますので、私はそういった目で物事を見ることが多いですが、その点について波佐見のについてのその100分1、1/30このことはしかし、今の段階で洪水、線状降水帯が降る可能性があると言われるとならば、波佐見のほうの町長あるいはそういったときの流域治水管理も含めて、波佐見の町長と話をしておいたほうがいいんじゃないかというふうに私は思うわけですけども、12月に聞いたとき波佐見の町長とこの問題で会う必要はないっていうふうに言われましたが、本当にそれでいいんでしょうか。なおさら今言われるように1/100、1/30というのがアンバランスじゃないかという考えた方がある中で、そのことについて町長に質問いたします。

議 長 町長。

町 長 はい。炭谷議員のほうから合流地点の上流が改修をしていない

というふうな認識でおられるようなんですけども、先ほどの壇上で、回答答弁したとおり、昭和33年より河川改修工事が河口から波佐見町館橋の間に行われております。また昭和43年に野々川ダムの建設また、平成2年7月の洪水を受けて、波佐見町館橋上流区域において、河川災害復旧事業により改修が行われているところでございます。先ほど波佐見の町長とそういうことで、話し合いをしたらどうかということで、2度目のご提言でございますので、今度波佐見の町長にあった際にはそういう内容があったということをお伝えしまして、どういう話になるかをここで答弁できませんけども、そういうご提言があったということで、波佐見の町長と話をしてみたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。で次に、そのダムの構造について、効果がものすごい限定的だというようなことを私言いましたが。要するにその今までの通常であれば、ダムは通常の状態30年に一度、あるいは50年に一度であれば、ダムはある程度効果は表すものというふうに私も思っていますし、しかし、それが超えたときにどうなるかという、先ほど言った195万トンの域を超えれば、上から溢れ出てくる。このことはこの図面にも書いてありますし、非常用洪水ばきっていうんですよね、そこから一斉に流れてくる。そして降雨が下がっていけば、ずっと常用降水ばきは出っぱなしですよね。その上から流れてくるとき、川棚川の流域が下がる時、それでも下がるといっても常用ばきのほうからは全量出てますからずっと減っていけばそれも下がるんですけど。それが増えたり減ったりする場合、特に線状降水帯が活発になったときにはそれを繰り返す。ということは河川の水量が少なくなった多くなったりを数時間ごとに繰り返すのではないかという心配は私は思うわけです。そのときに先ほど避難を早くしてください。もういいだろうというて戻ったところが、線状降水帯のおかげでまた降ってきた、また逃げろというふうなことがあるので、かえって、ダムがある限りにおいてはダムの水量を計算していかなければ、避難もうちうちできない、帰宅もできない。それが極端になっていくんじゃないかと思ひますけども、その点町長はダムがない場合の河川の流量は川棚川を見れば分かるわけですよ。大きくなってきたとまだ降ってるぞ、きっ

と雨が10分20分で流れてきますから。しかし、そのことで、このダムが1つドンってあるおかげで、操作はできないわけですよ、これはそのことわかってもらえるとと思いますので、その非常に地域住民のほうがせわしくなってくるいつ出ればいいのか、いつ戻ればいいのかということが考えられるわけですけど、その辺町長はいかがお考えですか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。今炭谷議員が言われたような状況にあると仮定いたしますと、その間常に避難指示が出ているものと判断をすることでございます。そういう状況がある以上避難指示は解除いたしませんので、常に帰る、帰らないの前に避難指示が発令中だと理解をするところでございます。今先ほどから炭谷議員がおっしゃるように、線状降水帯の予報ができるように、日本の政府のほうも努力でしておられますので、今後精度が上がっていけばさらにその状況がはっきりと把握できるんじゃないかと思っているところでございます。

議 **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 すみません。ありがとうございます。そのぜひ検討していただきたいと思えます。最後になりますが、ダムを造ったほうが川棚町には経済的効果といたしますけども、それとか、将来にわたってのその川棚に入る収益、また普通の企業が進出してきた場合にはその税金とか、固定資産税とかいうのがあるんですけども。ダムを造っていったときのメリットっていうのは、行政に対するメリットは、建てた際に私は分かるんじゃないかというふうに思いますが、わかってる範囲であれば質問をさせていただきたいと思えます。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。ダムを造ることによってのメリット、今固定資産税とか言われましたけども、公共物に対しましては、そういう収入はございません。ダムができることによって、メリットと言われましたけども、やはり下流域の住民の安心・安全が確保できるものと判断をしているところでございます。以上です。

議 **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 現在は、佐世保市が1日2万トン、やって、水代をもらって

るということじゃなくて、それに掛かる経費のほうを佐世保市に負担してもらっているというふうな実情がありますし、ある意味ではそのことがついても、川棚町の収益には保険は少しはしているわけですよ。私は反対することばかりしとっけんばってん、メリットのほうがよく考えたこともなかったんですよ。最近思うんですけども。その今こういったことはメリットありますとか、いうふうなことなんか本当になんかいないんですか。

議 **長** 町長。

町 **長** 先ほどの炭谷議員がおっしゃるとおり、佐世保市の取水に掛かる堰の管理料というのは、収入として入ってきております。今後ダムができた場合のことを話されているかと思うんですけども、そこで利水の権利が増えたとして、そこはどうなるかっていうところは、まだ佐世保市と協議はしてないところでございます。今後のことになると理解をすることによってでございます。

議 **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 なんでもないようなことですけども、先日県の議員団、ダム推進の議員団が来て視察が行われました。そのことは多分知っておられると思いますけども、その時点で佐世保から出られてる田中愛知県会議員がダムの視察中にあと10年はかかるんですじゃないですか、と言った後にその佐世保市は負担工事をしなけりゃいかな、これは10年20年だんじゃないなっていうようなことを言われたという話があるんですけども、そこら辺の内容については町長は話されたことありませんか。

議 **長** 通告にはありませんが、なにか聞かれましたか。はい。町長。

町 **長** 私はその県議団のほうには参加しておりませんので、お聞き及びしていないところでございます。以上です。

議 **長** 炭谷議員。

5 番 炭 谷 そのメリットという点でちょっと私も分かるんですけど、それだけメリットはあるっていうふうに私は思っていたんですけど。もし、担当のほうにもおられると思いますので、調べておっていただきたいと思ひますし。それは後で私がまた尋ねることがあるかもしれません。ちょっと長くなりましたので、もう質問したいことはまだあるんですけど。以上この時点で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 5 : 1 8)

(…休 憩…)

(1 5 : 3 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここであらかじめ会議時間を延長します。次に、坂中信浩議員。

4 番 坂 中 通告番号7番坂中信浩です、通告書によって質問をいたします。

2023年11月に開催された「水銀に関する水俣条約」締結国会議において、蛍光灯には微量の水銀が含まれているため、水銀添加製品を規制対象とすることが議論され、2024年2月、経済産業省より蛍光灯の製造・輸出入禁止に向けた周知について、各府省庁、各都道府県、各指定都市、市町村に通知されています。

その内容は、2027年までに段階的に製造及び輸出入の廃止が決定され、廃止期限までに生産される蛍光灯の売買・使用は制限されないが、製造・輸出入が終了すると必然的に在庫も少なくなることから、「計画的にLEDへ切り替えるか、難しい場合はなるべく早く取り換え用の蛍光灯を確保いただけますようお願いいたします」というものであります。

そうした中、企業や、一般家庭でのLED化は進んでおり、電気料金についても削減できるとのことから、積極的な取組を図る必要がある。しかし、本町の公共施設等においては、LED化が進んでいない状況であると思われる。そこで、以下のことについてお尋ねをします。

①本町の公共施設（学校施設含む）、街路灯、防犯灯（地区防犯灯含む）などのLED化の進捗状況は。また、今後の推進計画は策定していますか。

②学校での照明は、児童生徒が視対象物を見やすくするのを助け、近視予防、学習効果の向上などを図る上で大切とされている。また、近年は、タブレットによる授業が多く、照度が低い現在の照明器具では、何らかの問題が生じているのではないかと思われる。そこで、教育環境への配慮の観点から、学校施設の照明器具をLED化する考えはないですか。

③本町において、安心・安全のまちづくりを推進して取り組まれているが、自治会が取り組んでいる防犯灯は、古い防犯灯もあり、PCBを含む器

具があるのではと、危惧されます。町民のための安心・安全、防犯環境を考えると、自治会への、防犯灯の助成額を上げ、LED化を推進する考えはないですか。また、年間の予算額を増額し積極的に進捗を図る考えはありませんか。以上、壇上からの質問とします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 坂中議員の「公共施設等のLED化の推進について」のご質問にお答えいたします。私のほうからは①③について答弁をさせていただきます。

①の本町の公共施設のLED化の進捗状況ですが、庁舎本館及び別館についてはLED化が完了しております。学校施設では、今年度、川棚中学校の一部教室において照明をLEDに取り換える工事を実施することとしております。

町が管理している街路灯や橋梁灯などにつきましては、照明器具の補修の際や電球の交換時に随時LEDに取り換えをしております。しかし自治会が管理している防犯灯のLED化の進捗状況につきましては現在把握をしております。公共施設におけるLED照明への切り替えにつきましては、公会堂や学校施設等においては、令和10年度までに完了することを目標としておりますが、小規模な施設につきましては、財源が確保できれば、前倒しで進めてまいりたいと考えております。

次に、③の「自治会が設置した防犯灯の件」であります。PCBを含む器具には、水銀灯や昭和47年以前に製造された安定器を利用した蛍光灯などがあり、白熱球や昭和48年以降に製造された蛍光灯の安定器についてはPCBが含まれていないため、町内の自治会が設置する防犯灯については、PCBを含む器具はないものと考えております。

次に、LED化の助成額ですが、現在、既存の照明器具をLEDに取り換えるものは3万円、防犯灯の新設については9万円を上限に補助を行っております。この補助額は、自治会が行ったそれぞれの工事費より多い金額となっており、自治会からの持ち出しはないものと考えており、現在のところ補助金額の増額は考えておりません。

次に、年間の予算額の増額についてであります。現在は、前年度に各地区からの要望を出してもらい予算化をしております。要望が出された箇所に

つきましては、全て予算化しておりますが、既存の器具の取り換えは、故障したもののみとしており、使える器具をLEDに取り換えるものは対象としておりません。

各自治会には防犯灯が多くあり、故障していないもの全てを対象とするとは、短期間に多額の財政負担を伴うことになるため、これまでのとおり、故障したものをLEDへの交換対象とする考えであります。以上私からの答弁といたします。

議 長 教育長。

教 育 長 ②の「学校施設の照明器具をLED化する考えはないか」という質問ですが、学校環境衛生基準においては、教室及びそれに準ずる場所の照度の最低値は300ルクスとなっています。現在のところ、各小中学校ではクリアしている状況にあります。ただし、コンピュータ教室等においては、500～1,000ルクス程度が望ましいとなっております。よって、その数値を普通教室に置き換えたとき、それがクリアされていない箇所があるのは事実でございます。

つきましては、令和2年3月に策定された「川棚町学校施設長寿命化計画」では、全校電灯のLED化ということで、令和10年度までに保全工事を行うことであることから、児童生徒の推移をみながら、必要な教室において、段階的に整備するための検討をしたいと考えております。②に関しまして私からは以上でございます。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 そうですね。全体的に、全体的に学校関係については、今後も進められていくということでありますですね。

まず初めにですね、公共施設の中央公園のナイター設備は、今LED化予定がなされていないと思うんですけども。話に聞きますとですね、ナイターをするために、県の港灣の防災広場のあそこはLED化ですよ、そこを、ソフトボールなどのしようかという計画がされているということで、聞きましたけども。中央公園の今後の利用計画と、県の防災広場の利用計画、なぜかと言いますと、今後いろんな多目的の、両方とも多目的広場になっていますけども、中央公園については今後の整理計画というものはどう考えていますか。お尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 今坂中議員からありましたように、中央公園の野球場については照明施設が大きいですよね。2面ありますので、LED化に伴い多額の予算が必要となるため、先ほど坂中議員からありましたように、今後は中央公園の野球場のナイター設備は、廃止することを検討しているところでございます。その代わりすでにナイター設備は完備されております防災広場を野球場として利用するために、スポーツ施設の整備について県と協議を進めているところでありますので、これが進める、進めるじゃなくて、まだ協議の段階でございますので、この場合ではしماすという答弁はできないところでございます。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 そうしماすとですね、中央公園を野球場をLED化しないというになりますと、その今後の中央公園の利用の仕方としたらどういう考えをされていますか。

議 長 建設課長

建 設 課 長 中央公園のほうの野球場につきましては、今町長のほうからも答弁がありましたように、ナイター設備についてはLED化ができてない、施設もだいぶ老朽化しているということで、廃止をに向けてを進めたいと考えているところですが、広場的には日中現に使えますので、ナイターができないとということ、ご理解していただければよろしいんじゃないかと考えております。あとは問題ない通常どおり、使えると思っております。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 そうしماすと今度2点目の、学校の施設についてお尋ねをいたします。学校の照明は先ほど言われた照度を測定をされていますが、基本300ルクスを超えているということですが。しかし、今ここにあげてますようにタブレット、コンピュータ関係も今後入ってくるかと思ひますけども、そうしماすと、基本やはり500ルクスが必要とされています、最低がですね。だから今後各学校の施設のつくりとかもあるかもしれませんけども。そういった500～1,000照度を確保いただいて、今後10年くらいで改善していくということですので、その点はいい方向かなと判断をいたしております。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 その先ほど言いました、教室の件ですね、話したいと思えますけれども、その500ルクスが、必要とされておりますけれども、これは、文科省から出ております学校環境衛生基準の中にですね、備考欄に「視力や聴力の弱い児童生徒が使用する教室、実験や実習室などの場合は2倍以上の照度が必要ですよ。」と。「それで聴力の弱い児童、聴力の弱い児童」とまたここにあげられてるんですけれども、聴力の弱い児童生徒の場合は主として他人のくちびるの動きを見て言葉を理解する。助けてしているっていうことで、やはりそういった方もいらっしゃる。児童生徒がですね。だから、早急にやはりそういったことも含めてですね、できるだけLED化の推進をしていただきたいと思います。教育長その辺はどうでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 特別支援の必要な児童生徒に関しては、特にそういう子どもたちを大事にしたいと思えますので、対策を練りたいと考えています。もう1つ聴力の弱い子どもに対してはもう1つ対策がありまして、経験があるんですが、子どもにイヤホンを付けておりまして、離れていても教員がここにマイクを付けてする授業の経験があります。そうすると直接ほかの子どもには分からないんですが、その子に直接語りかけるような授業をしたことがありますので、その二つのやり方でも聴力には対応できると思っています。以上です。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 防犯灯の件についてですね。今の3万9万円で、今後、増額はしないと、考えてないということでしたけれども、これをですよ基本LED化することによって、予算はかかりますけれども、消費電力ですね、町内の消費電力というのはぐっと下がってきます。ので基本的に、大体60パーセントぐらいは消費電力が抑えられるのかなと判断をしますけれども、そういった中で、やはり各地区の町民の安全安心で防犯の環境から考えるとですね、やはりその各自治会が取り組んでいるかもしれませんが、やっぱり行政側としても、推進を図るようなできるだけ予算措置をですね行っていただきたいと思います。町長もう一度答弁をお願いいたします。

議 長 町長。

町長 お答えいたします。先ほど壇上で答弁したとおり、LEDに取り替えるものを3万円ですね、故障した場合ですね。そして、新設の場合は上限を9万円として補助を行っているところでございます。この金額というのは例えば交換また新設、この金額以下で設置できておりますので、予算が足りないということでございませぬので、そこで補助を行っていないという回答をしていたところでございます。その防犯灯につきましては、各自治会長さんがその地区の防犯灯はほぼほぼ管理していらっしゃると思いますので、ここで玉切れとか故障があった場合は交換、でここももう1つ欲しいなというところは新設ということで、今年の場合であれば前年度に要望をいただいて今回回答させていただいたとおり、要望があった金額は全額対象とみなして補助を予算化をしているところでございます。以上でございます。

議長 坂中議員。

4番坂中 もう1点、防犯灯・街路灯の街路灯のですね、普通、これが昭和の時代から商工会が管理する丸いオレンジ型の街頭がまだ町内に各残っております。そのについては腐食して、落下する恐れのある街路灯もあります。そういうものの商工会が設置のものでありますから、行政側がどう思われるのかですけどもその点をもう一点お尋ねをいたします。

議長 町長。

町長 あくまでの商工会の持ち物であり、それを設置された事業者なり個人なりがここに立ててくださいという感じで立てていらっしゃると思いますので、そういうものを坂中議員が見受けられた場合には商工会のほうにご相談いただければと思っております。以上です。

議長 坂中議員。

4番坂中 私がですね、やはりそこで、そういう器具もありますよ、ですからやはりそこには町民がやっぱり歩くところもあります。だから行政として、そういう方向ですね調査して、商工会と一緒にしてから今後どうするかというのを検討されないかということお尋ねします。

議長 町長。

町長 はい。坂中議員がおっしゃるようなその危険な危険を伴うような街路灯等がございましたら、なんていいますか、見つけたら、例えば行政がで見つけた方がいらっしゃいましたら、商工会のほうにここの街路灯

ちょっと腐食して危険だよとかいうところの意見は言えるところでございますけども、一緒に調査をしてっていうところまでは行けないのかなと思っております。しかしながら、そういうことがある以上町民のほうに危害が及ぶ可能性もございます。先日も報道のほうでそういうカーブミラーでしたけども、倒れて小学生に当たったという事例はございますので、そのそこら辺も行政のほうも例えば通学路等々の危機管理がございまして、そういうところで、調査がして、そういうところは見受けられたら商工会のほうにお伝えすることは可能かと理解するところでございます。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 それ電気関係を全般的にいいましてですね、公共施設には、大きい公共施設には、照明や機器を使うためのために、電気室というのがあります。そこには、安定器やコンデンサーがあるわけですね。

それは環境省と経済産業省から出ておりますけども、結局その中にP C Bが含まれている可能性があるについては最終でですね。令和そういう安定器、高圧高濃度P C B廃棄物についてはもう令和5年3月31日までということで、終わっているんですけども、施設として、そういった産業廃棄物を廃棄した。例がありますか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 先ほどのP C Bの処理に関してですけども、当時私がP C Bの保管管理者となっておりましたので、回答させていただきます。水道施設におきまして、水道施設と教育の学校施設において、P C Bがありました。これについては県からの指示がありまして定期的完全な保管でまた処理を指示され期限までに処理しております。以上です。すみません。それ以外のP C Bの処理についてはないと判断しております。以上です。

議 _____ **長** 坂中議員。

4 番 坂 中 はい。確かに処理が終わってないとちょっとおかしい問題になっていることですね。そうしながら今先ほどは高濃度のP C Bでしたけども、低濃度P C Bというのがあるんですね。これは各学校の照明器具の安定器等にも使われております。これは最終的に2027年、令和9年3月31日までに処理を行わなくてはいけないということがあっております。だからまずは、学校の施設をL E D化しなさいって早めにしなさいってこの質問を

したかというのはやはりこういった問題が全国各地でやっぱり起きてるもの
ですから、古い安定器が破裂する可能性があるですよ。だから学校教育現場
ではそういった危険性が伴いますので、できるだけ調査していただいて、い
ただきたいなと思いますけれども。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 先ほど教育長からのですね、答弁でもありましたとおりです
ね、段階的にですね進めていく考えでございます。以上でございます。

議 長 坂中議員。

4 番 坂 中 以上質問を終わります。ありがとうございました。

(1 5 : 5 6)

議 長 次に、山中美由紀議員。

1 2 番 山 中 議席番号12番山中です。通告分にしたがって、2項目質問し
ます。

まず、1項目目、「福祉医療費を現物給付に」についてです。福祉医療費
については、本町の条例によるとその目的は「医療費の一部を支給すること
により福祉の増進を図ること」とされています。医療費の助成制度には子ども
だけではなく、ひとり親家庭、寡婦、障がい者医療費も含まれており、医
療費負担を軽くする、大変ありがたい制度であると思います。

近年は少子化が進み、子育て支援による人口増を図ろうと、国や各自治体
による少子化対策が進められ、子ども手当の増額や対象範囲の拡大、子ども
医療費や学校給食費の無償化等の記事が、頻繁に目に入ってきます。これは
良いことではありますが、地域間格差に繋がっていると、危惧されていま
す。本町でも今年4月1日からの診療分の医療費は、乳幼児から高校生まで
完全無償化となり、子育て世帯にとっては経済的に、大変助かるものとなり
ました。今のところ、医療機関窓口での医療費の支払いについては、乳幼児
は1回につき800円の負担額を支払っています。また、小学生から高校生
までは窓口で全額を支払い、後日、領収書を添付して申請請求することによ
り、払い戻しがされています。

これを現物給付にすると、全ての子どもが窓口で医療費を支払わなくても
済むことになり、後日、保護者が払い戻しの申請手続きをする手間も省け、
こうすることで、医療費の無償化が、実感できるのではないのでしょうか。町

としても、財政難だとは思いますが、直ぐに！とは言いませんが、この、子ども医療費の無償化を契機として、例えばです、今後は高校生から、次は小中学生、その後は乳幼児、更にはひとり親家庭、寡婦、障がい者医療費へというふうに、段階的にでも、現物給付にすることを検討していくのか、お尋ねします。

次に、2項目目、「HPVワクチン任意接種費用の償還払いについて」です。

厚生労働省によると、日本では毎年、約1万1千人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が、子宮頸がんで亡くなっている、と報告されています。この子宮頸がんはHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染が原因と考えられていますが、HPVワクチン接種と、二十歳以上からの子宮がん検診を定期的を受診することで、予防することができ、ワクチン接種に関しては、13歳から16歳頃までに接種するのが最も効果が高いといわれています。

また、それ以上の年齢でワクチン接種をしても、ある程度の有効性があることが、国内外の研究で示され、平成25年4月からは、定期予防接種として開始されました。ところが、ワクチン接種後に報告された多様な症状、いわゆる副反応について、十分に情報提供できない状況にあったことから、平成25年6月から、令和3年までの約9年間、積極的に接種を進める取組が、差し控えられました。もちろんこの期間にも接種を受けた方はいます。

その後、令和3年11月の専門家の会議で、ワクチン接種の安全性について、特段の懸念が認められないことが、あらためて確認され、接種による有効性が、副反応のリスクを明らかに上回る、と認められたことから、接種を勧める取組を再開することになりました。

そして、この、積極的なワクチン接種の勧奨差し控えにより、接種の機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢である13歳から16歳までの枠を超えて、具体的には平成9年から平成17年までに生まれた方、に接種を行う「キャッチアップ接種」について、予防接種法施行令を改正し、令和4年4月から予防接種は実施されています。そして、予防接種の差し控えの中にあっても、子どもの将来を考え、すでに自費で接種を受けた方がいらっしゃいます。

厚生労働省は、「自費で予防接種を受けた方に対して、すでに市区町村の判断で、費用を事後的に償還払いとすることも考えられる」ということが、令和4年3月18日付、厚生労働省健康局健康課長から発出された「HPVワクチンのキャッチアップ接種について」に明記されており、市区町村における「標準的な取り扱いの要綱」（例）が示されました。

この償還払いの申請請求期限については、キャッチアップ接種の実施期間が終了する、令和7年3月31日までとなっており、期間が迫っています。

本町にも該当者がおられるようですので、ぜひ、接種費用の払い戻しを、申請請求することにより、償還払いができないか、お尋ねします。以上で壇上での質問を終わります。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 山中議員の「福祉医療費を現物給付に」とのご質問にお答えいたします。

川棚町福祉医療費の乳幼児及び子どもにつきましては、本会の13日に「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」をご承認いただき、0歳から高校生世代までの医療費完全無償化を令和6年4月1日診療分から実施することになりました。償還払いによる完全無償化であります。

山中議員からのご質問であります現物給付であります。実施した場合、財源の一部として想定されている県からの補助金が減額されるため、町独自の財源を追加して確保する必要があります。本町では保護者等が病院や薬局で支払われた保険医療費の自己負担金の額を全額償還することにより、家計の負担を軽減し、また財源の確保を考慮しながら、福祉の増進を図ることとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、山中議員の「HPVワクチンの任意接種費用の償還払いについて」のご質問にお答えいたします。HPVワクチンについては12歳から16歳になる年度中の女子の方が定期接種の対象となりますが、平成25年度から令和3年度の間HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した女子の方に対しまして公平な接種機会を確保する観点から、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度から17年度生まれの女子の方に令和4年度から令和6年度までの3年間において時限的に従

来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」を実施しています。なお、このキャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象年齢から新たに外れることとなる平成18年度生まれの女子は令和5・6年度の2年間、平成19年度生まれの女子は令和6年度の1年間が対象となります。

キャッチアップ接種実施にあたっての厚生労働省の通知において「HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した方で定期接種の対象年齢を過ぎた後にHPVワクチンの任意接種を自費で既に受けた方に対しては、市町村の判断で当該任意接種費用を事後的に償還することも考えられる。」とあり、償還払いの申請期間はキャッチアップ接種の期間と合わせ令和7年3月31日までとされています。本町におきましても、要綱等を策定し払い戻しに対応できるように準備を進めてまいりたいと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 それでは償還払いをしていただけるということで、よろしいんですね。2番目の問題ありがとうございます。それでは福祉医療のほうについてお尋ねしたいと思います。福祉医療はなかなか財源が乏しいということで現物給付イコール窓口での支払いが無料ということになると思うんですけども、それは無償化になったけれども、無償化一旦払っておいてそれから領収書を添付してこれまでどおり役場の窓口で請求申請の手続きをするということでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。条例改正の折に説明をさせていただきましたけども、直接来られてもいいし、郵送でも構いませんので、この辺ご理解をいただきたいと思っております。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 これまでの償還払いとなって、小学生以上とかほかのいろんなひとり親家庭とか、寡婦とか

議 _____ **長** 山中議員、もう少し大きい声で。

1 2 番 山 中 はい。すみません。ごめんなさい。ほかの方々も償還払いということで、そのようにされていたと思うんですけども、担当される事務の職

員の方にとっては、現物給付というのはそのまま医療機関ですかね、のほうから請求が来てそれを支出してというふうになっていて、それは事務職にとってはすごく楽、楽といいますか手間が省けることだと思うんですけども、償還払いの請求をしに来られた方とかは、1か月毎にまとめてずっと請求・申請をされて、それが職員が受け付けて、そして計算して、口座に後日振り込むというかたちになると思うんですけども、そこまですると今度4月1日分からは無償化になりましたので、支払い払い戻し金額が違っていたりしますので、そこらへんは事務職の方々にとっては大変なことではないでしょうかと思いますがいかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。事務手続き内容については担当課長からご説明させていただきます。先ほど繰り返しになりますけども、他市町におきましては、現在現物給付・償還払いとさまざまがございますけども、本町におきましては、償還払いでありますけども、保護者の負担800円上限1か月1600円、というのを全額無償ということで、条例を改正させていただきました。やはり、手間はかかるかもしれませんが、保護者の負担はその分軽減されると思いますので、どちらかをとるかというところでありまして、私は全額無償化のほう選択したというところがございます。やはり山中議員が言われるとおり保護者の手間、または事務的な負担はありますけども、保護者にとっては全額無償化のほうが経済的子育て的には良いのかなと思って今回条例を改正させていただいたところでありまして、その辺ご理解いただきたいと思っているところがございます。以上です。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 山中議員のご質問についてお答えいたします。職員の業務の負担ということですが、これにつきましてはシステム改修等を行いつつ、当初予算で計上しておりますけども、その改修による職員の負担は増えないようになるかと考えております。以上です。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 はい。それ違う質問に関連して、その無償化になりましたということはどのような方法で周知をされるのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町長 次回、条例が13日にとおりましたので、次回発行の広報誌等でお知らせはしていきたいと思っるところでございます。以上でございます。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 該当者はたくさんいらっしゃると思うんですけども、広報誌の周知だけで行き届くのかなって思ったりしますが、個別にお知らせをするということはないのでしょうか。

議 長 町長。

町長 今本町におきまして、ホームページまたはLINE等もございしますので、その辺で周知をはかっていきたいと思っております。そういう話っていいですか、こういう条例が変わったということは保護者の間ではすぐ広まっていくのかなとは思っるところであります。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 ではですね、例えば財政的に、町が上向きになって財政力が豊かになればこれは現物給付にするというようなことも考えてはいらっしゃいますか。

議 長 町長。

町長 はい。ちょっとそういう仮定のことで答弁は差し控えさせていただきますけども、現物給付にした場合、今県から医療費等は県からの補助をいただいております。それを現物給付にした場合には、医療費の63パーセントやったかな、63パーセントしかもう県からの支給ございませぬ、残りは金額は本町の一般財源からの支出になりますので、やはり現物給付することによるデメリットというところもございしますので、その辺をご理解いただきたいと思っるところでございます。

町の財政が豊かになった場合ということは、なったときに考えたいと思っます。以上です。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいま町長のほうからご説明がありましたことについてですけども、補足ですけども、先ほどの63パーセントという県からの補助率に下がるというものは高校生年代についての対象でございます。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 それでは完全無償化と言いながらですね、償還払いしないと払い戻しができないということは、全員が払い戻しができるということになるんでしょうか。どうですか。それは申請して請求しないと戻ってこないということでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。あくまで申請しないと戻ってきません。ただし、乳幼児に関しましては、今現物給付を行っております。そこに関しましては、年間の医療にかかった費用というのはこちらで把握できますので、そこは申請なしにその保護者の方の口座にいくようにしているところでございます。申請制度でございますけどもこれ5年間、有効期限がありますので、例えば授業参観で休みをとられたときに役場に寄って申請するとか、先ほど繰り返しになりますけども郵送でも構いませんので、その5年間の期限のうちにしていただければと思っているところでございます。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 それでは申請しないと払い戻しができないということになれば、知らない人は知らないかもしれないので、そういうことで不公平になるようなことは感じになりませんか。

議 長 町長。

町 長 あくまで山中議員がおっしゃることはレアケースだと私は思っております。それは償還払いということで全額無料となれば、やはり保護者の方横の連絡もありますので、今回こうなったんだよという話は回っていくものと思っております。そこで1人、2人取りこぼしあるかもしれませんがそこはLINEなり広報誌なりホームページで周知いたしますので、そこをしっかりとみていただく、また、そういうお知り合いの方がいらっしゃいましたら5年間ありますので、こういうことあるんだよということや山中議員のほうから教えていただいて、それを持って行ってくださいということや伝えていただければと思っているところでございます。以上です。

議 長 山中議員。

1 2 番 山 中 子育て世代の方々はですね、今子育て対策はすごく手厚くされているので、完全無償化になったと聞いても、でも申請せんばとやろみたいなことをおっしゃっていて、それがそのうち現物給付になるなということや

と思いますが、それとですね今回の質問の中にはあげておりませんが、先ほども言いました福祉医療費の中にはひとり親家庭ですとかそれから寡婦の方とか障害のある方ですとか、そういう方々もいらっしゃいますので、そういう方々についても段階的にですね、完全無償化にするようなことも考えていただけるのかなとちょっと期待しておりますけど、その点はいかがでしょう。すみません。

議 _____ **長** 通告じゃないけど、どう考えていますかということですよ。答えられますか。住民福祉課長。

住民福祉課長 山中議員のご質問についてお答えいたします。現段階では、家庭の負担を軽減することを重要点としまして、また町の財源を考慮しながらこの償還払いで行っていますので現時点では先ほど言われたように現物給付を行うような予定はございません。以上です。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 何回もしつこく申しわけありません。本当にですね困っている方が川棚町にもたくさんいらっしゃると思うんですね。で償還払いですと、戻ってくるまでに時間がかかりますので、それでちょっと具合が悪くなってもちょっと控えたりとかということで、本当に診療が必要な方が行けないようなそういうことがあるかもしれません。全部完全無償化にして、しかも現物給付ということになりますと、誰でも彼でも診療に行くというようなそういう不当な、不当なっていますかちょっとしたことでも病院にかかって医療費が増加するってということも考えられるんですけども、本当に困ってらっしゃる方のためにはですね、やはり償還払いではなくって現物給付を目指していただきたいなと思っています。では今年の4月1日からですね、乳幼児には無料でなんかアプリがありましたですよ、ああいうのを活用していただいでできるだけ医療費を抑えられるといいなと思いますが、それを強制することはできませんが、そういうところも一緒に併せてですね、周知していただくということも考えていただきたいなと思いますが、いかがでしょう。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。繰り返しになりますけども長崎県の他市町におきましては、現物給付であるところもございます。しかしそこは800円、1600

円の保護者負担は発生しております。そこを無償化、完全無償化ということで償還払いではありますけども、本町はそちらのほうを選択したというところでもあります。ほかの他市町におきましては現物給付でありますけども保護者の負担は発生しております、そこら辺ちょっと理解していただきたいと思っております。どっちもどっちもということが一番いいのかもしれませんが、本町の財政を考えた上で現在完全無償化でありますけど、そこで現物給付でなく、償還払いということではしております。そこら辺は山中議員に理解をしていただきたいと思っておりますのでございます。そして子どものことでアプリで診察ができるように、この今回の広報誌で、宣伝というか広報したところではございます。これ400世帯分の予算を取っておりますので、できれば、皆さんに周知して、それを利用していただいて、病院にかかることがないように事前に防げることを目的としておりますので、再度周知する機会がございまして一緒に周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 山中議員。

1 2 番 山 中 町長は以前同じような質問で答弁をされたときにですね、県内においては現物給付かつ完全無償化の両方に取り組む自治体はございませんということをおっしゃっていますので、それは重々にわかっていますので一般質問のこの件につきましては、段階的にでもってということでそこら辺をですね、今すぐしてください、先ほど言いましたけどそういうことではございませんので、少しずつですねやはり弱い立場の方たちにせつかくの福祉医療費ですので、少しでもいい方向に向かっていければいいなと思っております。以上で質問を終わります。

(1 6 : 2 2)

議 _____ **長** 通告者の質問が、終了をいたしましたので、これで一般質問を終わります。

(1 6 : 2 2)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 6 : 2 3)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 炭 谷 猛

会 議 録 署 名 議 員 辻 清 人